

# TKCモニタリング情報サービス通信

「TKCモニタリング情報サービス」を活用し、TKC地域会と連携した中小企業支援に取り組む金融機関が増えています！

## ■巻頭言

- 中小企業金融における税理士の役割…………… 3  
TKC全国会会長 坂本孝司

## ■対談

- 「経営者保証ガイドライン」が求める法人と個人の一体性解消には書面添付が有効！…………… 6  
埼玉りそな銀行社長 池田一義氏  
TKC全国会会長 坂本孝司

## ■金融機関の声

- 中小企業との「共通価値の創造」に向け息の長い連携を… 23  
広島銀行取締役専務執行役員(当時) 三吉吉三氏
- ミドルリスク先への融資拡大を図る…………… 24  
筑波銀行代表取締役頭取 藤川雅海氏

## ■お知らせ

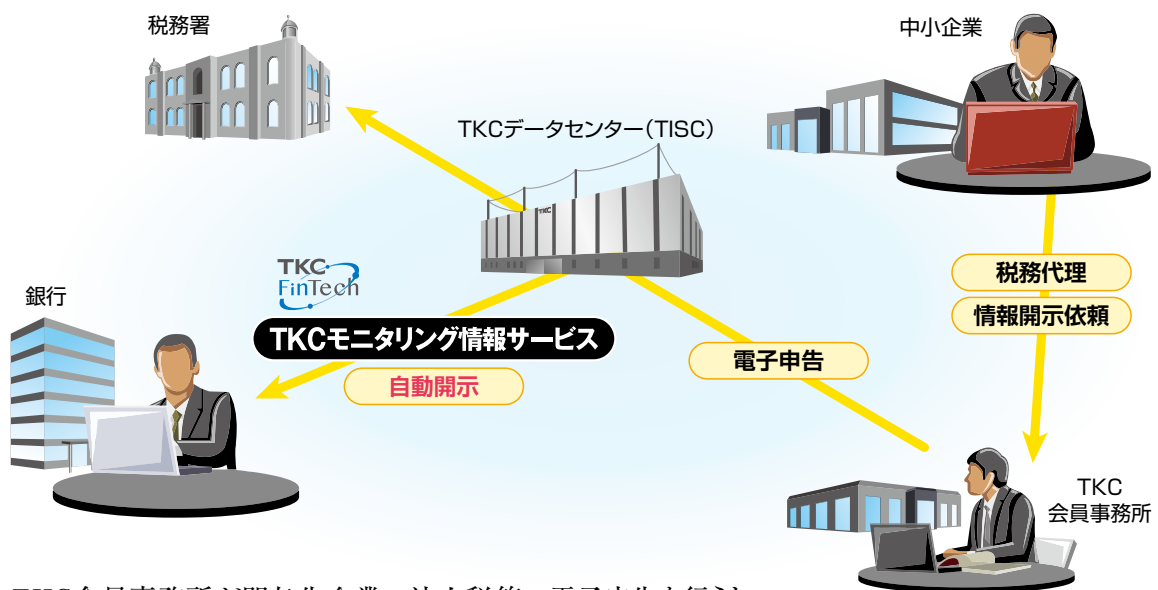
- 金融庁・財務局・30金融機関の関係者が参加  
TKC東京5会「TKC中小企業経営支援フォーラム」開催 … 18

## ■TKCモニタリング情報サービス活用事例…………… 26

# 「TKCモニタリング情報サービス」とは

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。

## TKCモニタリング情報サービスで 決算書・申告書が金融機関に提供される仕組み



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した決算書・申告書等が**自動的**に取引金融機関へ開示されます。

## TKCモニタリング情報サービスの構成

### TKCモニタリング情報サービス

#### ▶ 決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

#### ▶ 月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

#### ▶ 最新業績オンライン開示サービス<sup>(開発中)</sup>

関与先からの依頼に基づいて、金融機関へ最新業績をオンラインで開示するサービスです。

### 早期経営改善計画提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKCモニタリング情報サービスを通して金融機関へ早期経営改善計画やローカルベンチマークのデータを提供するサービスです。



巻頭言 第131回TKC全国会理事会(2018年6月15日)会長挨拶より

# 中小企業金融における税理士の役割

## 『TKC会報』巻頭対談の1年間を振り返って

◎TKC全国会会長 坂本孝司

### 税理士業界の権威向上には書面添付実践しかない

今、TKC全国会がどういう方向に向かっているのか、ということを簡潔にご説明申し上げます。

約1年前に四国・高松で第44回TKC全国役員大会が開かれました。そこでは、現在の日本経済における最大の課題と言ってもいい中小企業金融の行き詰まりに、我々税理士が微力ながらお役に立っていくこと、同時に「職業会計人の職域防衛・運命打開」につなげていきたいと思いい、「中小企業金融における税理士の役割」をテーマに掲げました。

その全国役員大会基調講演では、家森信善神戸大学教授・金融庁参加から「地域金融機関の役割と税理士との協働への期待」と題し、金融機関と税理士による協働の有用性と課題について、大変力強いメッセージをいただきました。それ以後、各地域会の会員先生方にも地元で地域金融機関との交流を進めていただきました。そして本年1月には、TKC全国会政策発表会の中で、同様の

TKC全国会の運動方針に係る方向性を確認させていただきました。その後、『TKC会報』4月号では、「経営者保証に関するガイドライン」の生みの親である、小林信明弁護士(経営者保証に関するガイドライン研究会座長)と対談させていただきました。

一方で、飯塚真玄TKC名誉会長が新たに書面添付に取り組まれる会員に対し、自らの私財であるTKC株式を放出する形で応援するという大英断がありました。その真意は、税理士業界の社会的な権威を高めるには、今後、書面添付を実践する会員がどんどん増えていく必要がある、逆に言えばそれ以外に道はないという強い思いによるものです。

### 経営者保証ガイドラインの定着に書面添付を活用

そこで金融機関による経営者保証ガイドラインの普及・定着に書面添付を有効活用できないかと考えました。経営者保証ガイドラインは、金融庁と中小企業庁が霞が関の縦割り行政を乗り越え

てできた画期的な取り組みです。双方の監督のもと、日本商工会議所、全国銀行協会が共同事務局となって、いわゆる準則として作成されました。その中に記されている経営者保証なしの融資を受けるための、経営者に求められる次の三つの要件、①法人と経営者との関係の明確な区分・分離②財務基盤の強化③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保——には「書面添付」を活用することが最適だと考えました。それを立証するため、経営者保証ガイドライン研究会座長の小林弁護士と対談したのです。小林先生は、弁護士ですので、経営者保証ガイドラインの「出口（保証債務の整理時）」、それは最低限の生活ができるだけのところは経営者に残してあげましょうという点がご専門なのです。そのため、まず我々税理士は「入口（新規保証契約時および事業承継の際の保証契約更新時）」が専門であることをご説明しました。「公私混同しないような経営をすることが、破産に至らないための経営です」ということを熱心に申し上げましたら、「その通り。素晴らしい。我々弁護士のところ、『出口』で出会う破産する多くの経営者は公私混同しているケースが多い」と仰っていました。

『TKC会報』5月号では、あらためて神戸大学経済経営研究所教授で金融庁参与の家森信善先生と対談させていただきました。ここで注目したのは、家森先生が日本で初めて大規模な金融機関の支店長を対象としたアンケートを実施（『地方創生のための地域金融機関の役割』中央経済社に収録）され、そこで金融機関と顧問税理士との連携の深度がまだまだ浅いこと、顔合わせ程度に止まっていること、相互の連携に有用性を感じている支店長ほど顧問税理士

との関わりが深いこと等、具体的な課題を示していただきました。

## 金融庁遠藤監督局長による役員大会講演が実現

そして、『TKC会報』6月号では、満を持して、金融庁監督局長の遠藤俊英局長との対談を企画しました。監督局局长というのは、金融機関を監督するトップですので、基本的には民間団体や民間企業の要請で対談等を行うことはありません。はじめから非常に高いハードルがありました。

そこで、自由民主党コンピュータ会計推進議員連盟（自由民主党TKC議連）会長である塩崎恭久代議士にお願いで、まず5月初旬に金融庁監督局長室への訪問が実現しました。そこでは主に遠藤局長の金融行政と外部専門家に対する期待等のお考えを伺った上で、当方からはTKC全国会運動、特に書面添付についてご説明させていただきました。日本の全法人の約9割に顧問税理士が関与していること、そのため中小企業金融の現場に多数いる我々税理士を活用してほしいと申し上げました。

面談の最後に、「今年7月にTKC全国役員大会を北陸・金沢で開催します。そこで遠藤局長による基調講演をお願いしたいのですが」と切り出すと、「分かりました。行きますよ」と即決いただきました。これには本当に驚きました。また、さらに、全国役員大会基調講演の前に、まず、『TKC会報』対談をお願いしたい」と申し上げたら、これもまた「分かりました」ということで、『TKC会報』6月号の対談に至ったわけです。

この対談で初めて分かったのですが、平成23年2月に公表され

た「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の中で外部専門家との連携を掲げ、監督指針に初めて「税理士」という用語を記載したのは、当時の監督局審議官の遠藤局長だったそうです。

対談の際、遠藤局長から「当時、我々は日本全国の優秀な地域金融機関をランダムに選んでその現場に行つて、金融機関や取引先中小企業から様々な意見を聞きました。その中で分かったのは、顧問税理士さんほど企業の中に入り込んでいる存在はないこと。優秀と言われる地域金融機関も到底適わないという現状です。地域によってはそれほど優秀な税理士さんがいることを知りまして」と仰っていただきました。

## 巡回監査・書面添付の先に経営者保証のない融資が

対談の最後に経営者保証ガイドラインへの書面添付の活用について話を切り出そうと考えていましたが、先に遠藤局長から「坂本会長やTKC全国会の皆さまにお願いがあります」と。何事かと思つたところ、「経営者保証ガイドラインは、いま金融庁としても重点的にその普及・定着を推し進めているところです。金融庁ではその実態等をヒアリングしていますが、民間金融機関ではまだまだ定着に及んでいないのが現状です。ぜひ、経営者保証ガイドラインに取り組める中小企業を、皆さんの指導・助言に基づき全国で作ってほしいのです」と言われました。

実は、遠藤長官には事前に『TKC会報』4月号の小林弁護士との対談記事等を読んでいただくようお願いしていました。した

がつて、我々が何をしたいのか、分かってくださっていたのですね。もちろん、遠藤局長も金融行政にとってそれが有益との判断があつたから進めていただけたわけで、このことが金融機関と税理士の連携強化の具体策となった次第です。

そういった意味からも、『TKC会報』は政官財学界等に対し、凄いい影響力を持っていると思います。遠藤局長からは、「我々金融庁にとつても（経営者保証ガイドラインに書面添付を活用することは）大変ありがたい施策です」と言っていたいただきました。まさに我が意を得たりでした。

要は、我々がこれまで取り組んできた巡回監査や書面添付、正しい決算書・申告書の作成、適正な納税義務の履行の向こう側には、経営者保証の要らない融資制度の定着が待っているということです。そうなれば、経営者、金融機関、顧問税理士が三方よしとなります。そして、金融機関と顧問税理士はファイナンスと、税務・会計・保証・経営助言というそれぞれの専門分野において思う存分、経営者に寄り添うことができるのです。

最後に、本年7月に金沢で開催される第45回TKC全国役員大会はTKC北陸会の皆さまが本場に熱心に準備されています。そこでは、これまでご説明してきた「中小企業金融における税理士の役割」について、その目指すべき具体的な取り組みをお示しすることができるとでしょう。それも、金融庁監督局の遠藤俊英局長の基調講演と中小企業金融のプロフェッショナルの皆さまとTKC会員によるパネル討議を目玉に、社会からの認知を得る機会としたいと考えています。（談）

# 「経営者保証ガイドライン」が求める法人と個人の 一体性解消には書面添付が有効！

「TKCモニタリング情報サービス」を採用する地域金融機関が拡大する中で、これを契機にTKC全国会・地域会と連携して新たな中小企業支援に取り組み金融機関の動きが開始されている。その代表例が首都圏に拠点をもつ埼玉りそな銀行。この4月から「TKCモニタリング情報サービス」実施企業に対して、書面添付、中小会計要領チェックリスト、記帳適時性証明書等を条件として、経営者保証を免除する取組みを開始し、注目が集まっている。一石を投じた同行池田一義社長をTKC全国会坂本孝司会長が訪ねた。

■とき…平成30年6月19日(火) ■ところ…埼玉りそな銀行本店

## 経済と道徳の合一を説いた 渋沢栄一翁の書を社長室に

——今回の巻頭対談は、埼玉りそな銀行の池田一義社長にお願いしました。埼玉りそな銀行さんはTKC関東信越会埼玉

玉3支部と連携して「経営者保証に関するガイドライン」に基づく取組みを開始されています。本日はこのテーマを中心に対談いただきました。

坂本 社長室にご案内いただいて、まず「道徳銀行」の額（6頁）が目に入り

ました。日本資本主義の父と言われる

渋沢栄一さんの揮毫と書かれていますね。

池田 大正2年に当社のルーツである黒須銀行（後に武州銀行に合併）の創設15周年を記念して渋沢翁と縁のある創業者の繁田満義氏が直接寄贈を受けたと聞いています。「りそなショック」等の反省も

込めて、経済と道徳の合一を説いた渋沢翁の御遺訓を社長室に掲げている次第です。

坂本 埼玉りそな銀行さんには、日頃、地元の埼玉県下だけでなく首都圏のTKC会員が大変お世話になっております。また、今回は、「経営者保証に拠らない融資」に向けて連携をご提案いただいていることに対して、深く敬意を表します。

池田 こちらこそTKC会員の先生方には日頃大変お世話になっております。



## 池田一義

埼玉りそな銀行社長

司会：本誌編集長 石岡正行

対談



巻頭

坂本孝司

TKC全国会会長

Photo: 小坂直樹

## 埼玉経済圏に密着して オムニチャネル戦略を展開

——埼玉りそな銀行さんは、その経営規模からりそな銀行とともに地銀枠ではなく都市銀行に区分されておられるわけですが、現在の営業範囲、支店数、主要業務の概要等をお聞かせください。

**池田** 埼玉りそな銀行には有人店舗が130店あり、そのうち126店舗が埼玉県内に位置しております。地域のお客さまへ質の高い総合金融サービスをご提供する県内トップの地域金融機関として、「埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行」を目指しています。りそなグループとしては、りそな銀行

及び、関西みらいフィナンシャルグループとともに全国に837店舗を展開しており、本邦最大のリテール金融サービスグループの地盤を有しています。

業務については預金、貸出、決済業務に加え、お客さまのニーズや課題にあわせて、資産運用、相続・不動産等に係るソリューション提供を行っており、フィジビネスの強化を図っています。中でも、「信託」ビジネスについては、資金運用から相続・事業承継等に至るまで幅広く取り扱っており、事業承継に関していえば、信託以外にもM&A等を利用するお客さまも増加しています。

**坂本** 埼玉県はTKC会員の数も多いのですが、いま、首都圏でも最も活力あ

る地域といわれていますね。

**池田** 埼玉県は、企業立地が多くて、この10年間、流入超で全国第1位です。交通の便もよく、圏央道、外環道がつながり、関越・東北高速道路が縦貫しておりますので、地の利にも大変恵まれています。こうした中で、地元企業の黒子としてお役に立つ応援ができればよいと考えております。また、「いつでも」「どこでも」つながるオムニチャネル戦略により、店頭での対面による相談業務はもちろん、ネットを活用した非対面取引の拡充も図っております。

**坂本** 「地域金融機関ナンバー1を目指す」を掲げられるとうかがっています。企業のライフステージに応じた事業性評価による融資や外部専門家との連携にはどのように取り組まれていますか。

**池田** 「事業性評価の取組み」は今後の地域金融機関において益々重要性を増すと認識しております。当社では、「事業性評価」||お客さまを知ること（事業内容、商流、強み、課題等）||オムニアドバイザーの取組み」として、社員一人一人がお客さまの事業内容を徹底的に知ることを重視しており、お客さまの事業内容をよく知ること、それぞれのライフ



渋沢栄一翁の揮毫した「道徳銀行」の額が掲げられている

ステージに応じた様々なソリューション提供が可能になると考えております。

スタートアップ期のお客さまに対しては、返済・利払負担のある融資ではなく銀行が直接出資を行う「埼玉りそなインキュベーションファンド」や、資金決済業務の効率化や各種相談・情報提供が有利な条件で利用できる「埼玉りそな創業応援パック」を取り扱っております。この創業パックについては、TKCさまには半年間のシステム活用を無償としていただき、大変お世話になっております。

このほか変革期にあるお客さまに対しては、税理士さんや埼玉県中小企業再生支援協議会等と連携し、経営改善計画策定を支援し、自力再生が困難な取引先企業に対しては、スポンサー支援による第二会社方式を活用した金融支援等を実施しています。一方、業績改善もしくは改善が見込まれる取引先企業に対しては、資本金ローンやリファイナンス型シンジケートローン等を活用し、再成長に向けた支援を行っています。

これらについては、当社取組みのほんの一部にすぎませんが、今後はこれまでの取組みをより深化させていくとともに、新たな取組みも行っていききたいと考え、

「ビジネスプラザさいたま」をさいたま新都心にオープンしました。同プラザでは、当社グループ機能の提供に加え、行政機関や外部研究機関とも連携し、より多面的な本業支援に取り組んでいきたいと考えております。

### 書面添付・記帳適時性証明書で

### 銀行・税理士・TKCの3者評価が可能に

——TKC全国会では以前から地域金融機関と連携を進めてきました。埼玉りそなさんは昨年後半から「TKCモニタリング情報サービス」を採用されたようですが、どのような活用状況でしょうか。また手応えはいかがでしょう。

**池田** このサービスの開始した目的は二つあります。一つは、お客さまと銀行双方の業務効率化です。お客さまから決算書を頂く際の双方の時間と手間の削減です。二つ目が、ご融資を含めたクイックかつタイムリーなご提案の実現です。

2017年10月に本サービスを利用開始以降、本日の司会である石岡正行先生を中心に、地元TKC会員税理士の皆さまから本サービスの実践を通して、その本質的な価値や利点について教えていた



いただきました。おかげさまで、今では現場から「決算書等の信頼性向上の確保と同時に事務の効率化にもつながる」といった声が増えてきました。そのため社内では、本サービスの認知度とお客さまへの提案活動の中での活用意識が高まってきており、今後本取組みを本格的に拡大していきたいと考えています。

**坂本** 「TKCモニタリング情報サービス」によって、金融機関は取引先企業の現状を税理士のチェックした信頼性のあるデータで入手できるわけですが、埼玉りそなさんは、その利用企業のうち一定条件を満たす企業に対して「経営者保証ガイドライン」に準拠して経営者保証免除の候補とする取組みを開始されました。どのような経緯で開始されたのでしょうか。

**池田** 「TKCモニタリング情報サービス」の利用開始と同時に、本サービスを活用したTKCさまとのさらなる連携を模索しておりました。当初は、本サービスをご利用されたお客さまへの金利などの貸出条件優遇を検討していましたが、金利競争が激化している昨今では、あまりインパクトのある条件を提示できずに苦慮しておりました。

そこで「TKCモニタリング情報サービス」

により頂ける資料の中に、税理士の作成による「添付書面」と、TKCさまの作成による「記帳適時性証明書」といった、われわれとしてはこれまであまり目にしたことのない資料に注目しました。

地域金融機関として中小企業のお客さまのニーズにお応えし、事業性評価による貸出をさらに積極的に行っていくためには、銀行以外の専門家と連携した取組みが大切だと考えていたところ、これらの資料の活用を思いついたわけです。

銀行と顧問税理士とTKCさまの3者による企業の評価があれば、企業の実態把握は従来以上に充実し、事業承継等にあたり、多くの中小企業のお客さまにとってニーズの大きい代表者保証免除につながるということが可能なのではと考えました。

### ガイドラインの4要件を税理士が検討し添付書面に記載する

——坂本会長は、TKC会員に「経営者保証ガイドライン」が求める資格要件は、TKC全国会運動の集大成である、と日頃その重要性を説いておられます。

**坂本** 「経営者保証ガイドライン」は強制力のある法律ではなく、自主的自律

的な準則ですが、中小・地域金融機関はガイドラインに従った業務執行を行うことが実質的に要請されています。「ガイドライン」は、「保証契約する時(入口)」と「債務整理をする時(出口)」の二つの局面で適用されますが、その入口面では次の四つの資格要件を満たす必要があります。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている

これまでも④については書面添付をもつてその要件を満たすとしていましたが、埼玉りそなさんの今回の取組みで特筆すべきは、さらに、①②③の要件についても添付書面「5. その他」欄に具体的に記載することを求め、それによって、「税理士等による検証を受けた」と判断するという画期的なものです。さらに期中の財務状況を確認するためには、年1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告が必要ですので、「TKCモニタリング情報サービス」を

活用されているということはこの条件に合致します。

そしてその前提には、「適時適切な財務情報を把握できるレベルの自計化」と発生主義に基づいた「月次決算」が必要であり、税理士等の定期的な指導（例えば、月次巡回監査）を受けなければ、このレベルの財務情報等を提供することはできないといえます。まさにTKC会員事務所のビジネスモデルに合致する内容です。そういった意味で、今回の埼玉りそなさんの取組みには我が意を得た思いがいたします。あらためて金融機関としての着眼点をお聞かせいただけますか。

**池田** TKCさま及び会員税理士の皆さまと保証免除の条件を詰めていく過程で、最大のネックとなったのが「法人と経営者個人の資産・資金の分離」や「法人と経営者間の資金のやりとりの適正範囲」の評価方法でした。そこで、専門家であらうしやる税理士の皆さまの評価について添付書面に記述をいただくことが最良の方法だと考え、ご相談をさせていただきました。添付書面への記述が増加するということは、作成する税理士の皆さまの負担増につながるため、反対されるのではないかと不安でしたが、快く合意を頂けたた

めに本取組みが実現しました。

## キャッシュフローによる弁済を前提に 独自の財務判断を加味して審査

——坂本会長、埼玉りそな銀行さんのこのような取組みを聞いて、どのように感じられましたか。

**坂本** 私が驚いたのは、先ほど申し上げた「経営者保証ガイドライン」の資格要件四つを満たしていることを具体的に添付書面に記述してほしいとのこと提案を受けたことです。TKC全国会としても金融機関さんからこのような逆提案を受けたことははじめてですので、「しっかりとしてくれ」と肩をたたかされたようなショックを受けました。

これまで書面添付は、税務当局に対して、申告書の信頼性を保証する唯一の法令に基づいた文書と捉えられてきましたが、金融機関として、これを「経営者保証ガイドライン」に基づく検証事項を記載するために活用いただいたことは画期的なことです。

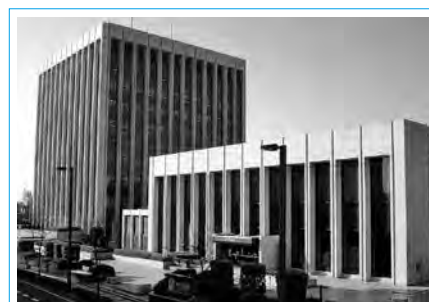
**池田** 添付書類は、私どもにとっても大変ありがたい書類です。そこに経営者保証の免除をするか否かの判断の目安と

して、四つの資格要件などを記載していただくことは、税理士の先生方にしかできない検証プロセスですので、僭越ではございますが、石岡正行先生をはじめ埼玉3

支部の会員先生方の力をお借りして、あくまでも一つの参考文例として提示させていただいた次第です（14頁）。

**坂本** 四つの資格要件のうち、個人と法人の資金や資産の区分を明確にすることは、最初のハードルですが、われわれTKC会計人は、「租税正義の実現」を目指していますので、顧問先企業の公私混同は許しません。もちろん、公私混同しているような企業に適正納税はあり得ないので、結果、書面添付も実施できないということになります。

ところで、今回の経営者保証免除を実際に適用されるには、これらの資格要件をクリアしたとしても、それとは別に埼玉りそなさん独自の審査プロセスがあると思います。差し支えない範囲で結構



株式会社 埼玉りそな銀行  
所在地 埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号  
従業員数 3308人（2017年9月）  
本 資 金 700億円  
設 立 日 2002年8月27日（営業開始日2003年3月3日）  
有人店舗数 130店（うち埼玉県内126店）



石岡正行本誌編集長

ですので、要点をご説明いただけれますか。またその中で会員や関与先企業が留意すべき点などがあればお話しください。

**池田** 経営者保証免除を行うためには「キャッシュフローによる弁済」が大前提になります。そこは当社の財務判断基準を取り入れています。また、現状では保証免除のニーズがあると想定される一定規模以上の企業を対象とさせていただいています。ただし今後の取組状況に応じて、条件については弾力的に対応していきたいと考えております。

本取組みでご留意いただきたい点は、必要資料や各種条件が揃えば、自動的に保証免除になるというわけではないということです。銀行は総合的な判断を行います。逆に言えば、条件を全て満たしていません。対応可能な場合もあるということです。

会員税理士の皆さまには、この点、誤解を与えないようにご案内いただきたいと思えます。

### 経営者保証に依存しない融資拡大 地元企業の持続的成長を支援したい

——これまでのお話を受けて、経営者保証に依存しない融資の今後の定着に向けて、それぞれのお考えをお聞かせいただけますか。

**池田** 地域金融機関の大きな責務の一つは、金融仲介機能の発揮を通じ、地元中小企業のライフステージに応じた成長・再成長や円滑な事業承継を支援し、地元経済の発展に貢献していくことです。

経営者保証は、経営者個人に保証債務を負っていたことから、新たな事業の開始や、成長期における積極的な事業展開、または事業承継等を躊躇・断念させる要因となるおそれがあります。事業展開の意欲減退や、事業承継者不在による廃業は、地元経済にマイナスの影響を及ぼします。

したがって、今後の定着に向け、地域金融機関がその使命を果たしていくためには、お客さまと今まで以上に積極的な

対話を重ね事業性評価を行うことを通じ、経営課題の共有及び解決に向けた支援を継続し健全な経営と成長をサポートすることとともに、経営者保証の要否を見極める目利き力を向上させることが重要であると考えます。

当社としても、社員一人一人がオムニアドバイザーとして、お客さまをよりよく知り、事業性評価に基づいた融資への取組みをさらに加速させ、経営者保証に依存しない中小企業融資の定着を進めることで、地元経済の持続的な成長を支援していきたいと考えます。

**坂本** 先日、西日本にある二つの有力地銀の役員の方と面談する機会があって、書面添付についてこちらから概要を説明させていただいたところ、「完全性宣言書（15頁）は全ての顧問先企業から取得するのか？」「記帳適時性証明書は全ての顧問先企業で発行できるのか？」などの大変前向きな質問を受け盛り上がりました。一方で「こんなに素晴らしい（書面添付という）取組みを初めて知った」「こんな資料があったのか？」などと役員の方はもとよりその場にいた融資部長等全員が書面添付を全くご存じなかったことには、大きなショックを受けました。



いくために努力することが必要です。そしてその解決策が、「TKCモニタリング情報サービス」であることをしっかりと金融機関のトップにお伝えし、ご理解いただくことだと考えております。

### 顧客企業・銀行・TKC会員が三位一体で経営課題解決を

——池田社長、最後に今後の課題やTKC会員との連携について期待することなどがあればお聞かせください。

**池田** 中小企業からすると顧問税理士は身近な頼りになる相談相手であり、経営者は財務、会計の相談のみならずビジネスや経営相談など幅広い内容でアドバイスを求めています。

弊社は地域金融機関として地元埼玉の中小企業の成長のための支援を行っており、様々なソリューションを提案しております。TKC会員の皆さまと弊社は共に、取引先である中小企業のパートナーとして支援していくことを掲げており、顧問税理士と金融機関という立場は違いますが、互いにお客さまの成長に向けた支援をしていくという目指す方向性は同じです。そのためにも、「TKCモニタ

リング情報サービス」の実践数はぐんと増やさなければいけないと思っております（笑）。

事業承継をはじめとしたお客さまの様々な経営課題解決に向けてTKC会員の皆さまと連携し、お客さまのニーズに合ったソリューションを提供できればと考えております。今後はお客さまの中小企業とTKC会員さま、弊社が三位一体となって取り組んでいければ幸いです。

**坂本** TKC全国会としても、「特例事業承継税制対応プロジェクト」を結成して会員・関与先への情報提供やセミナー開催、承継計画作成支援などに取り組んでいます。経営者保証に依存しない融資はまさにこの事業承継問題に直結しますので、今後、全国各地の金融機関の皆さまと連携をさらに強化していきたいと思っております。

——本日はありがとうございました。

#### 池田一義◎いけだ・かずよし

1957年、東京都生まれ。明治大学卒業後、埼玉銀行入社。あさひ銀行三鷹支店長、秘書室長をつとめる。2004年にはりそなホールディングス執行役、りそな銀行取締役兼専務執行役員などを歴任、13年4月から埼玉りそな銀行副社長。2014年4月、社長に就任。

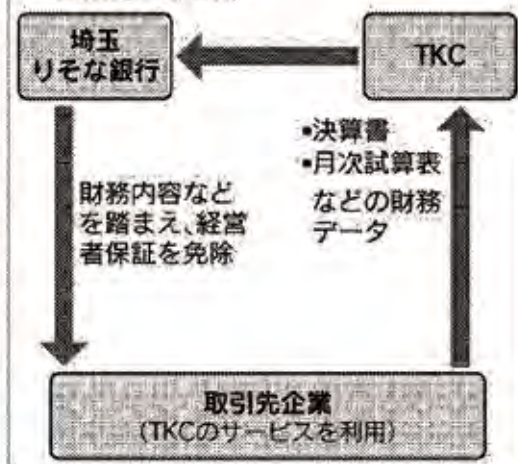
（構成／TKC出版 石野 清）

結局、われわれTKC会計人が一生懸命に書面添付を実施しても、それらの添付書面は現場の融資担当者で止まり、金融機関の本部に届くことが皆無だったという事実がそこにはありました。この役員お二方はいずれも審査ご担当とのことですが、そのことが判明したわけです。このことから、まず、われわれTKC全国会が取り組まなければいけないのは、TKC会員事務所ビジネスモデルや書面添付について、これまで税務当局以外の一般社会に対してしっかりアピールできていなかったことを認識すること。中でも金融機関本部の認知度が非常に低かったという点を踏まえ、その点を改善、解決して

# 「経営者保証」免除でタッグ

## 埼玉りそな、TKCと

### TKCとの連携による経営者保証免除の仕組み



埼玉りそな銀行が経営者個人の保証を免除する融資に取り組んでいる。情報処理サービス大手のTKCと組み、財務面での条件を満たした取引先には個人保証を求めない仕組みを今春に立ち上げた。経営者個人が負う保証債務は事業承継の障壁となる場合が多い。個人保証の免除で取引先の課題解決や事業拡大を後押しする狙いだが、認知度不足が課題だ。

同行は2017年10月、TKCが企業の決算書や月次試算表などをデータで提供する「モニタリング情報サービス」を導入した。TKC会員の税理士らが企業への巡回監査を通じて集め

## 事業承継など取引先支援

代替わりすることになるため、親から子などへの事業承継をためらわせる要因となることが多いという。従来も一定水準以上の経営力がある企業には個別に経営者保証の免除を検討していたが、TKCとの連携により弾力的に対応できるようにし、円滑な事業承継の促進につなげる。

経営者保証を巡っては、金融業界が政府の要請に応じて13年末にガイドライン（指針）を設け、担保や保証に過度に依存しない融資を推進してきた。ただ、指針には強制力がなく、広く浸透しているとは言いがたいたのが実情だ。金融庁の金融レポートによると、地域銀行の新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は16年度平均で13・5%にとどまった。

同行でもTKCとの連携による保証免除の仕組みは周知が進んでいない。それでも、急速な高齢化を背景に事業承継の需要は拡大するとみており、TKCとの連携を粘り強く進める構えだ。

平成30年4月吉日

TKC関東信越会  
埼玉3支部 会員各位TKC関東信越会  
埼玉東支部 支部長 鈴木 茂光  
埼玉中央支部 支部長 松井 明則  
埼玉西支部 支部長 高柳 尚弘**3月決算法人の顧問先から取り組みましょう！****埼玉りそな銀行による「TKCモニタリング情報サービス」利用先への  
経営者保証免除の対応について  
－TKCモニタリング情報サービスの利用および書面添付の実践に早急に取り組んで下さい！－**

拝啓 春風の候、会員先生におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、支部活動へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、埼玉りそな銀行より「TKCモニタリング情報サービス(※1)」を利用している法人顧問先において、一定の条件を満たした場合、経営者保証免除の取扱いを行うとの情報提供をいただきました。

埼玉りそな銀行では、従来から「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえた対応を行われておりますが、今回は「TKCモニタリング情報サービス」「記帳適時性証明書」「書面添付」等を高く評価され、このような対応を決定されました。

また、本年は事業承継税制の大幅な改正に伴い、顧問先の事業承継への対応も喫緊の課題となります。経営者保証免除の対応は、円滑な事業承継にも繋がる大きなメリットとなります。埼玉りそな銀行からも、貸出先に対して、TKC会員と連携して、事業承継を含む経営支援を行っていきたいとの要請をいただいております。

つきましては、是非、この機会に、TKCモニタリング情報サービスの利用、書面添付の実践にお取り組みいただきますようお願い申し上げます。特に3月決算法人の顧問先からの実践をご検討下さい。

※1 顧問先の依頼に基づき、会員事務所が電子申告完了済の決算書あるいは月次試算表等を「OMS(税理士事務所オフィス・マネジメント・システム)」を通じて金融機関に提供するサービスです。

敬具

**税理士法第33条の2による添付書面の記載例(サンプル)**

## 5 その他

- (1) 当税理士事務所は、TKC全国会認定の「書面添付実践事務所」です。
- (2) 当税理士事務所は、TKC地域会研修所主催の生涯研修履修事務所です。
- (3) 当税理士事務所は、依頼者の企業を訪問し、巡回監査を実施しています。
- (4) 当税理士事務所は、TKC財務会計システム及び税務情報システムを利用しています。
- (5) その他、当税理士事務所が保存している帳簿書類等は次の通りです。
 

1) 基本約定書	6) 棚卸資産証明書
2) 完全性宣言書	7) 負債証明書
3) 記帳適時性証明書	8) 源泉所得税チェック表
4) 3期比較財務諸表、3期比較経営分析表	9) 巡回監査報告書(含、決算監査事務報告書)
5) 書類範囲証明書	
- (6) 総合所見
  - ①毎月の巡回監査時に取引内容をチェックし、仕訳の誤りがあれば、都度指導し修正させています。決算にあたり、改めて全ての損益科目と資産、負債科目について内容を検討しました。以上の検討の結果、提示を受けた帳簿書類の範囲において、法人の記帳は事実に基づいて行われており、申告書も法令の規定に則して作成しました。
  - ②当法人の代表者は、法人会の役職に就任するなど、税務に対する認識も高いと認められます。

**【以下、経営者保証に関するガイドラインへの対応のための記載例】**

- ③本社屋は代表者が所有しているものの、適切な賃料(毎月●●●千円)が支払われており、法人と経営者個人との資産・経理は明確に分離されています。
- ④経営者への貸付金●●●千円は●●●●のためであり、必要最小限かつ一時的なものです。貸付に対する社内の経理・承認体制も整備されており、法人と経営者個人との資産・経理は明確に分離されています。
- ⑤経営者への役員報酬・配当・地代・家賃の支払いは、合理性のある金額であり、社会通念上適切な範囲と判断します。(あるいは「法人と経営者との資金のやりとりは、役員報酬及び配当のみです。金額も合理性があり、社会通念上適切な範囲と判断します」)

以上

以上はあくまでも1記載例です。

# 完全性宣言書

③

平成29年 5月23日

(TKC会計人)

税理士

堤 敬士

殿

(住 所) 神奈川県川崎市高津区久本〇〇〇

(商 号) 株式会社 東京製作所

(代表者) 代表取締役

田中一郎

(関係取締役)

田中秋美

(経理事務  
監督責任者)

経理部長 小沢信臣

(経理事務  
担当者)

西川幸子

私は、私の権限と責任において、当社の資産・負債に影響を及ぼすべき一切の取引について、当社の帳簿には、完全網羅的に、真実を、適時に、かつ整然明瞭に記載して、貴事務所に提示したことを、宣言いたします。

なお、当社の帳簿に書かれていない私の個人的な租税債務、当社の財産評価に関係してくる重要な契約、法廷上の争い、その他の係争事件や債務関係について、決算日現在及び今日までに貴事務所に報告しなかったものは無いことを誓約します。また当社の会計処理には、仮装隠蔽の事実及び民商法上の（契約の）形成可能性の濫用を行った事実は全くありません。

なお、当宣言書が虚偽であり、その結果貴事務所に損害を与えた場合は、当方の責任であることを申し添えます。

以 上

TKC全国会は『TKC会計人の行動基準書』（第4版）で「完全性宣言書」を次のように規定している。  
 「3-2-8⑦《完全性宣言書》 会員は、決算巡回監査を実施する場合には、関与先が会員事務所に対し、一切の取引について帳簿に、完全網羅的に、真実を適時にかつ整然明瞭に記載し提示したこと、特定の重要事項で報告しなかったものは無いこと、また仮装隠蔽の事実や民法・商法・会社法上の形成可能性の濫用を行った事実は全くないことなどを総合的に宣言する文書を代表者、担当取締役、経理責任者及び経理担当者から入手しなければならない。」

金融機関の皆さまに

ぜひ、**ご理解いただきたい!**

ことがあります。

私たちが実践する

## 税理士法第33条の2に基づく添付書面で、決算書の品質の高さを確認することができます。

書面添付制度は、税理士が法人税申告書等の作成に際し、「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」を明らかにするものです。法人税法第74条の確定決算主義の下では、この税理士による「税務申告書の適正性の表明」は、その前段階にある決算書の信頼性を保証することにつながります。いま、この制度は、中小企業の決算書の品質を確認できる法的制度として注目を集めています。

### 決算書の品質の高さを確認

TKC全国会会員は、毎月間月先を訪問して行う巡回監査<sup>1)</sup>と月次決算の実践を義務としています。この際には会計専門家が毎月の巡回監査時に収集・確認・整理した事項のうち、重要性の高い勘定科目について内容を詳細に記載します。  
①は巡回監査とは、会計資料ならびに会計記録の適合性、適正性および適時性を確保するため、会計実務の真実性、実存性、信頼性を確かめ、適正なことです。

この際には、決算書・申告書および勘定科目内訳明細書等から前年と比較して顕著に増減した事項について、事業内容や業況などが把握できるよう、増減率や前年比率を用い、その理由を明確に記載します。また滞留債権の状況等も記載します。

会計処理の変更をすると、これに関連する勘定科目の金額が前期と比較して顕著に増減することがあります。例えば、引当費の処理処理を税込み経理から税抜き経理に変更し、繰上償却方法の変更等です。このような会計処理の変更と変更の理由を具体的に記載します。

相談事項（課税所務等の算定に関して重要性が高いもの）のうち、特に重要な事項について、①どのような相談を受けたか、どのように回答したのか、②それがどのように申告書に反映されているのか——を記載します。

総合所見において、①税理士の関与状況、②申告書作成に当たり留意した事項、③原始記録の保存状況、④日々の会計処理の状況、⑤内部牽制、⑥巡回監査時の指導の状況——等を記載します。また、税務的事項として、「中小会計実務」に準拠した計算書類であることや代表者の納税意識・取組意図を記載します。

<sup>1)</sup>TKC全国会による巡回監査(経理補助システム)第4版 TKC全国会発行の印刷

この添付書面は、関与先企業経営者の了解に基づき、TKC全国会に所属する税理士・公認会計士から「TKCモニタリング情報サービス」で金融機関に提供しています。詳しくは、TKC全国会の会員へお問い合わせください。

**TKC全国会とは**  
TKC全国会は、租税正義の実現と関与先企業の持続的繁栄に貢献することを目的として組織された、わが国最大級の職業会計人集団(全国1万名超の税理士・公認会計士のネットワーク)です。



TKCモニタリング情報サービスについてはこちらから▶



A3サイズで本誌に別添していますのでぜひご覧ください。

7月12日の日本経済新聞に掲載された全面広告



# 中小企業支援の現場

金融界では中小企業の経営改善支援を積極化している。中小企業金融において「情報の非対称性」が指摘される中、信頼性・即時性のある財務情報、非財務情報の重要度は高まっている。地域金融機関の役割が利用するTKCモニタ

リング情報サービスを金融機関はどのように位置付けて融資や審査業務、事業性評価に生かしているのか。実際に活用する三菱UFJ銀行、常陽銀行、埼玉りそな銀行、西武信用金庫の具体的な事例を見た。

**常陽銀行** 接点拡大、関係を強化

常陽銀行は、中小企業金融の推進を目的として、TKCモニタリング情報サービスを利用する企業数を拡大し、関係を強化している。同行は、中小企業金融の推進を目的として、TKCモニタリング情報サービスを利用する企業数を拡大し、関係を強化している。同行は、中小企業金融の推進を目的として、TKCモニタリング情報サービスを利用する企業数を拡大し、関係を強化している。

TKCモニタリング情報サービス  
**利用企業の声**

金融機関の担当者が、事前に当社の経営状態をしっかりと把握したうえで貸金残りの相談にのってくれました。(運輸業)

3カ月に1回、試算表を提出していましたが、いまでは毎月、データで提供しています。持っていく手間もかかりません。(サービス業)

融資の審査が通ったのは、決算書のデータをあらかじめ提出していたことと無関係ではないと思っています。(製造業)

**三菱UFJ銀行** 情報の非対称性解消へ

三菱UFJ銀行は、中小企業金融の推進を目的として、TKCモニタリング情報サービスを利用する企業数を拡大し、関係を強化している。同行は、中小企業金融の推進を目的として、TKCモニタリング情報サービスを利用する企業数を拡大し、関係を強化している。



**西武信用金庫** メイン先守りへ、中小の発展支援

西武信用金庫は、中小企業金融の推進を目的として、TKCモニタリング情報サービスを利用する企業数を拡大し、関係を強化している。同行は、中小企業金融の推進を目的として、TKCモニタリング情報サービスを利用する企業数を拡大し、関係を強化している。

**埼玉りそな銀行** 顧客知り、最適な提案

埼玉りそな銀行は、中小企業金融の推進を目的として、TKCモニタリング情報サービスを利用する企業数を拡大し、関係を強化している。同行は、中小企業金融の推進を目的として、TKCモニタリング情報サービスを利用する企業数を拡大し、関係を強化している。

**利用件数 40,000 件突破!**  
(2018年7月5日現在)

私たちは、関与先企業へ「TKCモニタリング情報サービス」の利用を推進しています。

TKCモニタリング情報サービスは、TKC全国会会員(税理士・公認会計士)が作成する関与先企業の決算書や月次試算書の財務データを、関与先企業経営者からの依頼に基づき金融機関に提供する無償のクラウドサービスです。金融機関では、月次巡回監査に際付けられた信頼性の高い財務データをタイムリーに入手でき、融資先の成長可能性などを適切に評価し、経営課題の解決支援につなげることができます。

**TKC全国会**  
TKC全国会は、昭和46年7月設立。関与先企業経営者から依頼された決算書や月次試算書の財務データを、関与先企業経営者からの依頼に基づき金融機関に提供する無償のクラウドサービスです。

# 金融庁・関東財務局・30金融機関の関係者が参加 TKC東京5会「TKC中小企業経営支援 フォーラム」が開催される!

TKC東京5会の覚書締結金融機関を含む30の金融機関を対象に、TKC会員の「決算書の信頼性向上」に向けた取り組みを訴える「TKC中小企業経営支援フォーラム」が、金融庁・関東財務局・東京税理士会等からの来賓を含む150名超の参加を得て開催された。当日は、金融庁参与・神戸大学経済経営研究所の家森信善教授による基調講演と、TKCモニタリング情報サービスを有効活用している2金融機関を含むパネルディスカッションが行われ、参加者は真の中小企業支援に向けて「金融機関と税理士との協働」の重要性を再確認した。

■とき：平成30年4月23日(月) ■ところ：ホテルメトロポリタンエドモント

## 「金融機関と税理士の協働」に向けて

TKC東京5会（東・東京会、東京都心会、東京中央会、城北東京会、西東京山梨会）の「TKC中小企業経営支援フォーラム」は、松本憲二TKC全国会副会長の挨拶でスタートした。



全国会・松本副会長

「今から24年前の1994年、マイクロソフトのビル・ゲイツ氏は『将来、銀行機能は必要だが、いまのような銀行は要らない。銀行機能は我々IT企業が担う』と主張し、フィナンテック時代の到来を予言していました。本日が、フィナンテック時代における金融機関の皆さまと我々TKC会計人の中小企業支援のあり方を一緒に考える機会となれば幸いです」。

はじめに、神戸大学経済経営研究所教授の家森信善氏による基調講演「地域金融機関と税理士との協働への期待」が行われた。家森教授は豊富なデータを基に、地域金融機関は「事業性評価」に基づく



家森教授

顧客企業の価値向上を目指すべきであり、そのためには外部専門家の活用・連携がカギとなる——ことを指摘し、特に「経営者の身近な存在である税理士と金融機関との協働が重要」と強調。「本部だけでなく、現場レベルでの相互信頼関係の醸成を」と呼びかけた。

次いで、鈴木信二会員がコーディネーターを務め、常陽銀行営業推進部次長の小林弘幸氏、多摩信用金庫営業店支援部主任調査役の丹羽章太郎氏、田口操TKC東・東京会会長がパネリストを務めたパネルディスカッション「地域金融機関とTKC会員との協働による中小企業のフィナンテック活用」が行われた（36頁）。

パネリストからは、TKC会員との連携事例（後継者塾）への講師派遣・勉強会の開催等）やTKCモニタリング情報サービスの具体的な推進事例、TKC会員が実践する「決算書の信頼性向上」に向けた取り組み（巡回監査、書面添付、中小会計要領チェックリスト）などが語られた。パネルディスカッション終了後には家森教授が登壇して講評を述べ、「中小企業支援ができる環境が整っている今こそ、最新の技術を活用して『選ばれる金融機関』になっていたほしい」と参加者へエールを

参加者一覧 (敬称略・順不同)

【来賓】

金融庁

監督局銀行第二課地域金融機関等モニタリング室  
室長 日下智晴

関東財務局

東京財務事務所次長 臼井暁子  
東京財務事務所理財第1課課長 宇佐見 護  
東京財務事務所理財第1課主任調査官 五月女 稔  
東京財務事務所理財第1課主任調査官 田邊昭義

東京税理士会

中小企業対策部部長 鴨田和恵  
中小企業対策部副部長 湊 義和  
中小企業対策部副部長 山口三美

東京信用保証協会

経営支援部副部長 河田智浩  
経営支援部経営支援課課長 入江 祐

山梨県信用保証協会

保証部部長 有野文明  
保証企画課課長 宮原清史  
保証企画課副長 渡辺直人

独立行政法人中小企業基盤整備機構

経営支援部経営支援課経営支援担当課長 西 敏明

中小企業再生支援全国本部

プロジェクトマネージャー 賀須井章人  
プロジェクトマネージャー 鳴島安雄

東京都経営改善支援センター

センター長 佐藤勝彦

東京中小企業投資育成株式会社

執行役員 田嶋幹也  
参事役 佐藤哲雄

【金融機関】

※金融機関コード順

みずほ銀行／三菱UFJ銀行／三井住友銀行／りそな銀行／常陽銀行／東京都民銀行／新銀行東京／興産信用金庫／さわやか信用金庫／東栄信用金庫／亀有信用金庫／小松川信用金庫／足立成和信用金庫／東京三協信用金庫／西武信用金庫／城南信用金庫／東京信用金庫／城北信用金庫／瀧野川信用金庫／巣鴨信用金庫／青梅信用金庫／多摩信用金庫／甲府信用金庫／山梨信用金庫／大東京信用組合／第一勧業信用組合／日本政策金融公庫／商工組合中央金庫／信金中央金庫／東京都信用金庫協会

参加金融機関の声 (抜粋)

- 中小企業支援には専門家（特に顧問税理士）と金融機関の連携が効果的であるということ、データを基に証明された点が参考になった。
- 企業支援に関わる人材育成は急務だが、専門性の高さから内部教育は難しい。あらためて税理士等の専門家と協働し、クライアントの抱える課題解決に尽力していきたい。
- 地域活性化および銀行のビジネスモデル、さらには三方よしのビジネスモデルを構築していく上で大変ヒントになった。
- パネリスト2行の取り組みを具体的に教えていただき、非常に参考になった。
- 「TKC モニタリング情報サービス」利用企業の顧問税理士への訪問などを含め、さっそく担当部署に指示を出したい。

おくれた。  
クロージングとして、川西京也TKC  
西東京山梨会会長が挨拶。「中小企業と  
金融機関、そして税  
理士の三者が正確な  
経営情報を共有し、  
中小企業経営者によ  
りよい経営をしてい  
ただきたい。TKC  
各地域会・各支部と金融機関の各営業店  
が密な情報交換を行い、真の中小企業支  
援に向けて行動に移してまいります！」  
と呼びかけた。



西東京山梨会・川西会長



# TKCモニタリング情報サービスの活用が取引先との接点を増やし、税理士との協働機会を創出!

- パネリスト(順不同) 小林 弘幸氏 (常陽銀行営業推進部法人営業グループ次長)  
丹羽章太郎氏 (多摩信用金庫営業店支援部法人支援グループ主任調査役)  
田口 操会員 (TKC東・東京会会長)
- コーディネーター 鈴木信二会員 (TKC東京都心会中小企業支援委員長)

## 10回にわたる情報交換会を開催 相互理解の深まりが利用実績に

——多摩信用金庫さんは東京5会のエリアの中でTKCモニタリング情報サービスを一番多くご利用いただいています(約300件)。丹羽さん、利用件数推進の工夫はありますか。

丹羽 当金庫では、平成29年8月からTKCモニタリング情報サービスの利用を開始しました。これまでもTKC西東京山梨会の先生方には「後継者塾」等の講師派遣などで大変お世話になっていましたが、同サービスの利用開始にあわせてTKCの先生方と当金庫の相互理解をさらに深めるべく、昨年はTKC西東京山梨会の先生方と全10回にわたる情報交換会を開催させていただきました。全74の営業店を10カ所のブロックに分け、支店長・営業課長が参加させていただきました。こうした相互理解の地道な取り組みが、件数に表れていったものと思います。金融機関だけでは人的配分の

問題もあり、お客さまへのきめ細かな支援がどうしてもやりきれない部分があります。ですから、TKCの先生方と協働して企業の課題解決に一緒に取り組んでいきたい。今後は、可能かどうかは分かりませんが、巡回監査に当金庫の若い営業担当者も一緒に行かせていただくと、先生方のお仕事への理解を深める機会をいただければと思います。

——常陽銀行さんは、足利銀行さんと合わせた「めぶきフィナンシャルグループ」としてTKCモニタリング情報サービスの利用件数が全国トップ(約1400件)です。小林さんはいかがでしょうか。

小林 当行では平成28年4月に(株)TKC様と業務提携して、フィナンテックサービスを共同研究しています。TKCモニタリング情報サービスの利用開始は平成28年10月です。このとき、TKC財務会計システムで作成された決算書をご提出いただいているお客さまを全先リストアップし、顧問税理士の先生を訪

問してTKCモニタリング情報サービスの利用をお願いすることからスタートしました。

本部では、同サービスの利用申込実績を営業店の業績評価に反映させるとともに、営業店と連携してTKC各地域会の支部・ブロックの会合に積極的に参加させていただき、当行の取り組みや同サービスで提供いただいたデータをどう活用しているかについてPRさせていただいています。

さらには、TKC財務会計システムの未導入企業を含む地元中小企業を対象に、「TKCフィナンテックセミナー」を3回開催し、TKCモニタリング情報サービスをはじめとしたTKCフィナンテックサービスの利用メリットをPRしました。このセミナーはTKCモニタリング情報サービスの利用促進に加え、先生方の顧問先の自計化推進および新たな顧客開拓につながればという目的のもと開催したものです。

——(株)TKCとの共同研究の

地域イベント



成果を教えてくださいいただけますか。

**小林** 昨年8月から、TKC財務会計システムに搭載されている「銀行信販データ受信機能」と当行の法人インターネットバンキングとのAPI連携を開始しました。全国初の試みとなります。「銀行信販データ受信機能」のボタンを押していただく、当行のインターネットバンキングシステムから瞬時に、しかも安全かつ正確に預金残高や入出金明細データが連携されるようになりました。これにより、企業の仕訳入力業務の効率化につながると考えています。

現在では、提出いただいた財務データと連動して融資の申し込みができる「融資申込サービス」などの検討に着手し、TKCモニタリング情報サービスをご利用いただいているお客さまにとってメリットのある仕組みとなるよう検討しています。こうした取り組みをPRして、利用先数をさらに伸ばしていきたいと考えています。

**データ提供のタイミングこそ顧客・会員と接点を持つチャンス**

——「TKCモニタリング情報サービス」ご利用後の率直な感想を教えてください。

**丹羽** タイムリーに、早くかつ正確な数字をデータで提供いただけるのは大変ありがたいことだと感じています。特に、現在注目されている短期継続融資のご相談をお受けするにあたり、当該企業の所用運転資金がどのタイミングで必要になるかを把握することが大前提となりますが、実際に売り上げが立つ時期と、先

行する支払時期とでズレがある企業さんは多いと思います。その点、TKCモニタリング情報サービスで月次試算表を提供いただければ正確な月次の数字が把握できますから、決算期だけではなく、その企業の一番必要なタイミングでの融資を提案することが可能になります。

私ども多摩信用金庫が一番重視しているのは、お客さまの課題を共有すること。お客さまもっと深い話をするためにも、業務効率化・コスト削減・人的負担の削減につながるTKCモニタリング情報サービスは不可欠だと思えます。将来的には、

データでやりとりできるメリットを活かして勘定系システムとの連携など、スピード感のある対応を追求していきたいと考えています。

——常陽銀行さんは、TKCモニタリング情報サービスの活用

に注力されているそうですね。**小林** 当行では「データ提供をいただくタイミングこそがお客さま・先生方と接点を持つ、絶好の機会」という認識のもと、

連携強化のためのツールとして活用しています。TKCモニタリング情報サービスを「決算書をデータで提供してくれるサービス」で終わらせない。お客さまをよく知るためのツール、またお客さまや先生方と良好な関係を構築するためのツールとして活用するよう営業店に促しています。

そのための取り組みとして、まずシステム対応を行いました。具体的には、同サービスで提供される財務データをそのまま銀行の顧客管理システムに取り込み、営業店の行員が自由に閲覧できるようにしました。同サービスで提供いただくデータは、「TKC会員の先生方が行う巡回監査によって信頼性が担保されている」という行内の共通認識があるからです。

また、TKCモニタリング情報サービスの利用申込や財務データが提供され、顧客管理システムに取り込むと、翌営業日の朝にその旨を営業店に周知する電子メールの自動送信機能を開発しました。メールは当該企業の

取引支店の支店長はじめ、営業行員全員に送信されます。これは単にデータ提供等があったことを営業店に通知するだけではなく、お客さまや先生方に対して、①利用申込やデータ提供していたことに対する御礼、②提供データの内容確認と分析、③各種ソリューションの提案準備、④課題共有等を重視した面談——といった一連の対応を営業店に促す目的で環境を整えたものです。

こうした取り組みに対し、先生方やTKCモニタリング情報サービスをご利用のお客さまからもご好評の声をいただいております。当行の行員が先生方に気軽にご相談できるきっかけにもなっています。少しずつですが、リレーション強化の成果が表れてきていると感じています。

## フィンテックサービスの選定は「データ提供者の信頼性」がカギ

——「決算書の信頼性」を重視している我々TKC会員の取り

組みをご理解いただき、TKCモニタリング情報サービスをご利用いただいているのはありがたい限りです。田口会長、あらためて我々TKC会員の取り組みについてお話しいただけますか。

**田口** TKC会員は、決算書の信頼性を確保する「三種の神器」にこだわっています。それは①中小会計要領チェックリスト、②税理士法第33条の2による添付書面、③記帳適時性証明書——です。①は、中小企業の実態に即した会計基準（中小会計要領）に準拠していることの証明書、②は、確定決算主義に基づき決算書および税務申告書の適正性を表明する書面、③は、巡回監査を毎月実施して、記帳の適時性と正確性を確保していることの証明書です。これらの「三種の神器」は、関与先経営者の了解に基づき、TKCモニタリング情報サービスで金融機関の皆さまへご提供しています。これは決算書の信頼性・透明性を高め、中小企業金融における「情報の非対称性」の解消・軽減

## 講評

### 神戸大学経済経営研究所 家森信善教授 信頼できるフィンテックサービスを活用し 「選ばれる金融機関」に

全国の支店長に行ったアンケートに、『お客さまを支援するのは金融機関の使命である』ということについてどの程度共感しますか』という問いがあります。ほとんどの支店長さんは、「強く共感する」とお答えになっています。つまり、地域金融機関の皆さんは地域中小企業を応援したいと思ってご自分のお仕事を選ばれている。ただ、これまでは不良債権問題などもあり、残念ながらご自分の思いとは違うことをせざるを得なかった部分もあったでしょう。

ところが現在の金融環境は従来とは大きく変わり、しかもフィンテックという新しい技術を使えば本業支援にさらに重点的に力を入れることができます。今こそ、地域金融機関の皆さまが「中小企業を応援したい」というご自分の思いを実現できるチャンスなのです。税理士、特にTKCの先生方は膨大な情報を作られています。ぜひ「TKCモニタリング情報サービス」で提供される膨大かつ正確な情報を活用して、中小企業の支援に役立てていただきたい。そして「あの金融機関は本気で中小企業の支援をしてくれる」という評価を得て、経営者・税理士の先生から選ばれる金融機関になっていただきたいと思います。

減を目指す取り組みです。

実は、TKCモニタリング情報サービスの利用件数は、比較的的地方が多く首都圏は少ない傾向にあります。地方では地元金融機関と地元税理士が「顔の見える関係」にあります。東京近郊では必ずしもそうではない。これが大きな要因のようです。

常陽銀行さんではTKCモニタリング情報サービスを、企業・会員とのコンタクトに活かしているというお話がありました。

TKC会員は先ほどの添付書面をはじめ事業性評価に役立つデータを提供していますので、金融機関の皆さまには同サービスをビジネスチャンスと捉えてより一層活用いただければ幸いです。

——ありがとうございます。

最後に、金融庁公表「平成28事務年度 金融庁レポート」内のフィンテックについての記述をご紹介します。

「顧客情報の蓄積や利活用が、新しい金融の決め手となる可能性が高い。また、顧客から見れば、フィンテックにより金融が高度化する中で技術自体を評価することは難しいため、提供者が信頼できるかという観点からサービスを選択するようになる」と考えられる。

信頼性ある決算書こそ、事業性評価と真の中小企業支援の大前提である、ということをご理解いただければ幸いです。

（構成／TKC出版 篠原いづみ）

# 中小企業との「共通価値の創造」に向け息の長い連携を

約20年前、担当していたある融資先のオーナー会長が突然亡くなり、続けて常務や課長も相次いで亡くなるという崖っぷち企業の再生に携わったことがある。メイン行の当行を含め約20もの金融機関から借り入れがあったため利害調整は難航を極めたが、無事に再生を果たし現在も経営を続けている。金融機関は地域中小企業のための存在であり、常に「顧客のために何ができ



広島銀行  
取締役専務執行役員

三吉 吉三  
みよしきちそう

士が手を携えて地域中小企業を存続させていくことは、今後ますます重要になると考えている。

支店長は主要顧客の税理士を訪問すべき金融機関と税理士の連携の前提となるのが、両者の信頼関係である。これまで支店と税理士が個別に関係を構築している事例はあったが、必ずしも組織的に取り組んでいるとは言えなかつた。本来なら、新任支店長が

赴任したら重要な取引先の顧問税理士を訪問し情報を共有するという仕組みが全支店にあっても、おかしくはないはずだ。

また金融機関の反省点の一つとして、顧客から提出された決算書等の瑕疵を必要以上に問題視してきたことが挙げられる。

確かに、一部の税理士が顧問先企業の求めに応じて金融機関への提出用の決算書を別途作成するようなケースがあり、それが両者の溝を作る一因になっていた。しかし多くの経営者は、そう

しなければ融資が下りずお金がまわらなくて死んでしまう、つまり止むに止まれずした結果であり、そうした背景を金融機関も肝に銘じる必要がある。

もちろん、決して粉飾決算を容認するわけではないが、例えば、仮に赤字であっても事業性評価の結果次第では融資をする、あるいは決算書に多少瑕疵があっても今後信頼できる税理士の指導のもしとちんとやっていただけのなら融資を継続するなど、金融機関の姿勢が変わることでこうした溝も埋まってくるはずだ。

## 迅速な業績開示が問題の早期解決に有効

現在当行は、経営者に寄り添って悩みや課題をお聞きし、その解決のためどのようなお手伝いができるかを考えることを通じて、顧客との「共通価値の創造」を図っている。ただ担当者1人あたり約70もの取引先があるため、すべての取引先に同じ対応はできない。そこをぜひ、TKCの税理士の皆さまにサポートしていただきたい。例えば「TKCモニタリング情報サービス」を活用したタイムリーな業績開示は、融資先の問題を早期発見できる仕組みとして非常に有効である。

金融機関と税理士は中小企業のサポーターであるという認識のもと、顧客企業との共通価値をできるだけ多く持ち本業支援に取り組むことが、地方創生を実現する道筋ではないだろうか。

るか」という目線で支援することの重要性に改めて気付かされた事案だった。かつて「不良債権処理」は多くの金融機関にとって最優先課題であったが、現在当行は「融資先の本業支援」へと軸足を移している。その背景には、顧客に本当に必要とされなければ生き残れないという危機感があり、それは税理士の皆さまも同じではないだろうか。事業承継支援を含め、金融機関と税理

# ミドルリスク先への融資拡大を図る

茨城県を拠点にする筑波銀行では現在、事業性評価を重視した法人向け営業の強化に取り組んでいる。同行の本部機能がある「つくば本部ビル」に、TKC関東信越会の原田伸宏会長、赤岩茂茨城支部長、熊坂真人茨城支部顧問の3名の税理士・公認会計士が訪問し、藤川雅海頭取にインタビューをした。

原田 地元の経済状況をどう見えていますか。

藤川 茨城県も全国と同じように、景気自体は緩やかに回復しています。全国と比べると、多少見劣りするところはあるかもしれませんが、総体的に見れば景況感はいいと言えます。「仕入れ価格の上昇を販売価格に転嫁できない」とか「人手不足で困っている」といった声も聞こえてきますが、緩やかな回復基調が続いているのは確かだと思います。

赤岩 そうした中でいま金融庁は、全国の地域金融機関に対し、「事業性評価」にもとづく融資を促しています。その取り組みに関してはいかがですか。

藤川 事業性評価といってもさまざまな切り口がありますが、私たちが特に力を入れているのが、「ミドルリスク先への融資拡大」です。これまでは貸しやすい大口先（与信残高上位の企業）を中心に



藤川雅海頭取

に融資をしてきたことをわれわれも反省しており、資金繰りを少しよくしてあげれば経営状態が十分に改善される中小零細企業への貸し出しを強化しています。

熊坂 地域経済の活性化のためにもそれが大事ですね。

藤川 ええ。財務基盤が比較的脆弱な中小零細企業であっても、事業性評価を通じて企業実態や成長可能性を適切に評価して、積極

的な資金提供をおこなっていくことが、地域金融機関として本来果たすべき役割だと考えています。熊坂 ミドルリスクをとった融資をしていくうえで、特に必要となることはなんでしょう。

藤川 事業性評価にもとづいて貸出先企業の財務内容や将来性を詳しく分析していく能力が、行員たちに求められているのは確かです。そのためには、財務分析

の前提となる信頼性の高い決算書や月次試算表などをきちんと入手できるかが大切な要素となります。その意味でも、TKC会員（税理士・公認会計士）をはじめとする外部専門家との連携をより一層深めていきたいところです。

原田 ありがとうございます。

藤川 特にTKCさんのよいところは、関与先企業の決算書など（財務データ）を「TKCモニタリング情報サービス」を通じて、

私たちに提供してくれるところですね。通常なら、当行の行員が決算書を受け取りに足を運ばなければならぬところですが、同サービスのおかげで、決算・申告が終わると同時に決算書データを送信いただけるようになり、そのぶんだけ次の行動を早く起こせます。

しかも決算書の信頼性の高さについては、①中小企業会計要領チェックリスト②書面添付③記帳適時

DATA 筑波銀行（平成30年9月現在）  
本店所在地 茨城県土浦市中央2-11-7  
本部所在地 茨城県つくば市竹園1-7  
店舗数 147店（茨城県内133、県外14）





左から、赤岩税理士、藤川頭取、原田税理士、熊坂税理士

性証明書の3点を見れば明らかです。このサービスの存在によつて非常に助けられています。

## 「資金繰り改善」を促す

**赤岩** 中小零細企業を対象にした新たな資金繰り支援策をスタートされたそうですね。

**藤川** 昨年から「特約付き手形貸付」を利用した資金繰り改善プランの提案にも力を入れています。ふつうは、企業が正常な営業活動

を行つていくうえで恒常的に必要と認められる正常運転資金であっても「証書貸付」の方法で融資が行われ、毎月1回の分割返済が求められることになりました。でも、

そうやって返済に追われていたのでは資金繰りがなかなか改善されない。そこで、最長5年まで融資継続を約束した特約付き手形貸付によつて、毎月の返済額を減らせるプランの提供を始めました。

**原田** そのあいだに財務内容の改善が図れるわけですね。

**藤川** ええ。資金が回るようになれば、社内の設備を新しくすることができるとし、経営者も前向きな考え方ができるようになるはずですよ。なお、この特約付き手形貸付の提案先については、事業性評価をもとに「資金支援により財務の改善が見込まれる」と判断した企業に絞っています。

**熊坂** 事業性評価に取り組んでいくうえでの組織体制はどうなっていますか。

**藤川** 事業性評価の担当者を営業店、本部に置くほか、今春からは茨城県内の八つの営業ブロックごとに「事業性評価アドバイザー」も配置しています。豊富な経験をもつ彼らが中心となって、各種ソ

リューションを提案していきます。また、「現場審査役」も8営業ブロックに配置し、中小零細企業の融資判断を現場でスピーディーに行える体制を作っています。

## 「ロカベン」の活用にも意欲的

**赤岩** 企業の経営状態の把握に役立つ「ローカルベンチマーク」の活用にも積極的だとか。

**藤川** 当行が事業性評価シートやローカルベンチマークのチャートをお客さまに提示するようになったのは2016年秋からと比較的早かったのですが、反省点もあります。最初にその対象としたのが大口先だったんですよ。本来ならもっと私たち地域金融機関の金融支援によって元氣を取り戻す可能性の高い中小零細企業に対し、優先的に行っていくべきでした。いまはその反省をもとに事業性評価シートの中身を見直すなどしながら、いろいろ試行錯誤しているところです。

**赤岩** やはり目的は一つですね。地元の中小企業を元氣にすることで、この地域をよくしていくと。これは筑波銀行さんもわれわれTKC会計人もまったく同じ考えだと思います。

**藤川** ええ、その通りです。TKCの税理士先生方には、ぜひさまざまな形で協力を求めたいところです。なかでも、事業承継をはじめ今後の経営課題について社長と本音で語り合えることはみなさんが得意としている部分でもあるので、大いに期待しています。

**赤岩** とくに事業承継については、金融機関と税理士がタッグを組んで取り組むべきテーマだといえます。廃業をどう食い止めていくのか、もしくはいかに次の世代に結びつけられるか。ここは両者が密接に協力し合いながらサポートしていくべきでしょう。

**藤川** 「特例事業承継税制」の施行によつて、今年4月から事業承継に関する税制が大きく変更になったようですね。

**熊坂** 自社株を承継する際に一定の条件を満たせば贈与税と相続税が100%無税になるなど、かなり変わりました。

**藤川** 行員向けの勉強会を企画して、そのあたりを詳しくレクチャーしてもらおうのもいいかもしれませんね。

**原田** よろこんで協力させてもらいますので、あとで詳しく話しましょう(笑)。

\*ローカルベンチマーク 金融機関などが、企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール(道具)として活用できるもの。「財務情報(6つの指標)」と「非財務情報(4つの視点/商流・業務フロー)」をもとに会社の経営状態を分析できるところに特長がある。

# 企業・金融機関・税理士の タツグが経営を変える

中小企業のみでは、できることは限られる。

かといって従来型経営に終始すれば、じり貧は避けられない。

今後は、金融機関と税理士とタツグを組み、三位一体で経営を盛り上げる姿勢が生き残りのキーポイントとなる。

● システム・エムズ／玉島信用金庫／税理士法人エフ・エム・エス

## モニタリング会議で三者の相互理解を深める

岡山県の西端、笠岡市の中心部にシステム・エムズはある。

専門学校時代は税理士を目指していたという横田慎也社長。卒業後、創業まもないITベンチャーに経理マンとして採用された。

ところが、新入社員共通のコンピ

ューター研修を終えると、なぜかシステムエンジニアとして東京に派遣される。そこで汎用機はんようの設計・開発に携わり、コンピュータの奥深さに目覚めた。

「就職するまではコンピュータなんて触ったこともありませんで

した。むしろ嫌いでしたね」と横田社長は述懐する。

しかし不思議なことに、IT業界との「縁」はその後も続く。

6年後に退職、他業界への転職を目指そうと準備していた時、前職で付き合いのあった会社から年

賀状の宛名自動レイアウトシステムの開発依頼が舞い込んだ。その仕事をSOHOとして請け負い、約3カ月で納品。フィーとして400万円が転がり込む。1997年のことである。

「当時の年収を超える金額に驚き





モニタリング会議のもよう



株式会社システム・エムズ  
 創業 1997年9月  
 所在地 岡山県笠岡市中央町15-20  
 社員数 13名  
 URL <http://msap2.jp/emuzu/>

玉島信用金庫  
 創立 1914年1月  
 本店 岡山県倉敷市玉島1438  
 会員数 3万4202名  
 出資金 9億3200万円  
 預金・積金 3640億円  
 店舗数 21店舗

ました。その後も工場の品質管理システムなどを立て続けに受注し、独立前の年収の数が口座に振り込まれました。私はもともと税理士志望なので、このままでいいの？」と……。慌てて友人の宇野（元浩）税理士に連絡しました」

横田社長と宇野税理士は専門学校時代の同窓生。気の置けない仲である。宇野税理士は、25歳で税

理士資格をとり、26歳で税理士登録、現在は税理士法人エフ・エム・エスの所長をつとめる。

「税理士をあきらめたのは彼（宇野税理士）のせい（笑）。最初は高校時代に簿記をかじっていた僕が教える立場だったのですが、あつという間に抜かれてしまったのです。いったい、いつ勉強してるんだと（笑）」

しばらくは宇野税理士の無償アドバイスを受けながら青色申告を行っていた横田社長。2000年、スタッフ3名を雇用し有限会社システム・エムズとして法人成り。正式に宇野税理士を顧問として迎えられる。さらに2004年には株式会社組織変更、8名体制とするなど右肩上がりの路線を走り始めた。

同社の強みは「ユーザーのニーズに対し合理的解決策を提示する能力の高さ」だと横田社長は言う。「要望に対して『できない』と否定的見解を述べるよりは、常にお客さまの立場に立ち、『経験で得た知恵』と『発想の転換』や『創意工夫』の中でどうすればできるかを検討・提案することを心がけています」

技術的には、常に最新のフレームワークを整備し、業界の状況にアンテナを立てている。早い段階からクラウドに目をつけ、より高度なウェブシステム構築を手掛けてきた。なかでもAmazon Web Service（AWS）上のクラウド開発における実績は多く、MICE関連のウェブエンター系システムや公共土木積算システムの利用者には、国内外の名だたる企業が名を連ねる。

### 当座貸越枠を獲得

宇野税理士は言う。

「横田社長は税理士志望だっただけあり、数字に明るく、当初からTKCの自計化ソフトを導入。月次決算、業績検討会を実践してきました。創業以来、赤字になったのは東日本大震災の影響を受けた



横田慎也システム・エムズ社長



宇野元浩税理士



塚本経重支店長  
(玉島信金笠岡支店)



太田桂一支店長代理  
(玉島信金笠岡支店)



宇野将太さん  
(玉島信金融資部ビジネスサポート課)

2011年だけです。それまではほぼ無借金経営でした」

無借金経営にこだわりを持っていた横田社長だが、7年前の赤字の経験を契機に、発想の転換を余儀なくされる。

「ただ仕事を漫然とこなすだけで、必要な投資を怠れば、必ず頭打ちがおとずれると感じました。たとえば今後、人材の採用・教育の部分にある程度のお金をかけていかないと、成長はおぼつかないでしょう。私に何かあっても回るような組織づくりも必要です。それらを可能にするためには、どれだけのお金を借りることができるかも会社の実力」との考え方も大事だと、次第に感じるようになってきました」

そのような横田社長の心理の変化を敏感に感じ取っていた宇野税理士は、リリースされたばかりのある融資商品を紹介する。玉島信用金庫の「TKC特別融資制度」(『TMサポート』)である。これはTKCの財務会計システムを利用しながらTKC方式の会計(巡回監査、月次決算、書面添付等)を実践する企業を対象とする商品で、最大の特徴は当座貸越(100万円〜5000万円)であること

と。「TKCモニタリング情報サービス」の導入や「記帳適時性証明書」の内容(○)が直近の決算期において6個以上)などによって融資限度額が変動する。ちなみに、同社では両条件ともクリアしている。

「同社のメインバンクは玉島信金さんではありません。しかし、取引金融機関は多いにこしたことはないし、玉島信金さんは、非常に元気があって独創的な取り組みを実践されています。『TMサポート』はまさにそんな取り組みのひとつ。システム・エムズさんにぴったりの商品だと考え、お勧めしました」(宇野税理士)

一方の、横田社長も「当座貸越なので、煩雑な手続きや印紙代も要らないし、自由な借入れ・返済ができる。とても利便性が高い商品だと思えます」と、渡りに船といった反応。さっそく、玉島信金に融資枠の設定を申請、承認された。限度額は2000万円。

さて、この商品には、もう一つ特徴的な要件がある。年1回、企業、玉島信金、税理士の3者による「モニタリング会議」が融資条件のひとつとなっていることだ。このようなスタイルの融資制度は

全国で初の試みだという。ではモニタリング会議とはどのようなものなのか。現場の雰囲気を取り取ってみる。

### 年に1度の3者会議に密着

5月22日早朝、システム・エムズの会議室に横田社長、宇野税理士、そして、玉島信金笠岡支店の塚本経重支店長、太田桂一支店長代理、本店融資部の宇野将太さん(ビジネスサポート課)が集まった。あいさつもそこそこに5人が着席。なごやかな雰囲気の中、宇野税理士が説明をはじめた。

「お手元の変動損益計算書の10期比較表をご覧ください。赤字は東日本大震災の際の一度だけ、あとは全部黒字です。従業員も平成21年度は6名でしたが現在は13名。いまや笠岡の駅前を牛耳ろうという勢いです」との一同の笑いを誘う発言に「それはいいですよ」と手を振る横田社長。

続けて「直近の貸借対照表を見ても、流動性の預金が○千万円、定期預金も○千万円と十分です。自己資本比率は56%。十分な経常利益を計上。不良債権ゼロで、棚卸しも毎年行っています。賞与引当金も積んでおり、会計も中小会

計要領にのっとっている。倒産防止共済も満額積み立てており、退職金の積み立ても行っています」と、宇野税理士が矢継ぎ早に同社の経営状況を解説。

すると、塚本支店長が「率直に、とても堅実な経営だと思えます。とかく利益が上がっている会社は役員賞与を増やしてみたりしがちですが、それもない」と応答。

さらに、太田支店長代理が「長期借入金が増えているのが気になるといえば気になります、さきほど説明があつた現預金の額と比較すれば問題ないレベルです」と発言。

それを受けて「有利子負債はトータルで〇千万円ですが、これは明日にでも返すことができます」と宇野税理士が補足。

横田社長が加える。

「金融機関に泣きついたり、相談したりといったことは従来は想像もできませんでした。ところがここ数年、金融機関から経営の切身への支援の話が増えてきた。実は、玉島信金さんからも、ある企業とマッチングの話をいただき、近く顧客管理システムの開発案件を受注できそうです」

塚本支店長は言う。



「取引先の販路支援のために、全店舗挙げて情報を収集しています。そんななか、横田社長と面談し、ニーズに合うマッチングの相手を紹介させていただきました。相手の方も遠方の会社だと気軽に相談できないので、地元で探してほしいとのこと。そのようなご希望に沿えるのも、地域金融機関だからこそだと思います」

ここで宇野税理士が、モニターにシステム・エムズのローカルベンチマーク<sup>\*</sup>による分析表を映し出

し、財務面での健全性の高さを裏付けるとともに、非財務面での課題を浮き彫りにする。その課題とは請け負い仕事による非安定性。

これに関して横田社長が「インシャルを抑えてでも、保守、要するに継続的な収益を増やしていきたい。そうすることで、リスクが減少し経営が安定しますから」と発言。さらに「安定性」という観点から人材教育の重要性について触れるなど、横田社長の将来的なビジョンが明確にされる。

基本的に宇野税理士と横田社長が説明し、玉島信金の3名が聞き役に回る形で会議は進んだ。それもそのはず。この会議の目的は、システム・エムズの内実を玉島信金に「分かつてもらう」こと。単に試算表や決算書を提出するだけでは果たし得ない、莫大な効果が見込まれる。

塚本支店長はこう言う。

「取引先に提案をしても、顧問税理士に相談してみます」という回答が結構多い。だったら税理士と当庫がタッグを組んだら強いのではとのイメージは以前からありました。『TMサポート』はその良い試金石になりそうです」

太田支店長代理も「担当者ペー

スで経営者に決算の話を書く機会はないし、しかも税理士先生に入っていただければより詳細な経営状況が分かる。われわれの良い勉強の機会にもなります」

野さんが続ける。

「ここまで将来を考えておられる経営者は少ないと思います。自社の強みと弱みをしっかり理解されているからこそでしょう」

モニタリング会議の最大の目的は相互理解。横田社長は「親密度が増し、印象が変わった」と玉島信金を評価し、一方の塚本支店長も「社長の堅実性と獨創性、将来ビジョンなどがよく分かりました。あと、宇野先生の指導のもと、巡回監査、月次決算、書面添付、記帳適時性証明書の発行などを地道に実践されていることがベースとして大きいですね。その意味でもTKC会員の先生方とのコラボレーションは、ぜひ進めていきたいと思っています」と応える。

企業、金融機関、税理士の三位一体化が、『TMサポート』の目的。その目的の早期成就が、今回のモニタリング会議で垣間見えた気がした。

◎

税理法人エフ・エム・エス

開業 1980年5月  
所在地 岡山県岡山市南区豊成1-5-3  
従業員 16名  
URL <http://www.fmsinc.co.jp/>

<sup>\*</sup>ローカルベンチマーク 金融機関などが、企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール（道具）として活用できるもの。「財務情報（6つの指標）」と「非財務情報（4つの視点／商流・業務フロー）」をもとに会社の経営状態を分析できるところに特長がある。

# 電子申告直後のデータ提供を金融機関が高く評価

九州南部を中心にLPG（液化石油ガス）や工業薬品に特化した運送を手がける三九運輸。約30台のタンクローリーを保有し、繁忙期の冬には月間10万トンのLPGや工業薬品の輸送を請け負う。大手LPG会社と30年以上安定的に取引を継続しており、本社のある鹿児島県や大分県、宮崎県で強固な経営基盤を築いている。4年前に社長に就任した2代目の松下薫社長は、同社の最大の強みは人財教育にあると話す。

「タンクローリーの積み荷のガスを客先のタンクに入れるバルク（ポンプ）作業は、国家資格『高圧ガス製造保安責任者』保有者が行うと定められています。当社ではこの資格を持っているドライバーの割合が、他社に比べ高いのが最大の強みになっています」

ドライバー40人のうち約半数が同資格を保有しているというからすごい。LPGを運んだドライバーが積み荷を降ろすバルク作業まで行えれば、受け入れ先企業は有

資格者を当日に配備する必要がなくなる。取り扱いに細心の注意が必要な危険物をメインの積み荷としているだけに、運送からバルク作業までをワンストップで安全に実施できる体制を整えていることが、取引先からの高い評価につながっている。

高圧ガス製造保安責任者の資格取得には、学識と保安技術、法

令の3科目に合格しなければならぬ。「事務職のスタッフでもこの三つをいっぺんに合格するのは難しい」（松下社長）難関資格の保持者がなぜ同社で多く誕生したのか。松下社長は続ける。「同資格の最上位である『甲』種を取得している後藤健輔総務部長が、試験対策を社内で行くためし、少しでも合格率をあげるため

のバックアップを行っています。試験が行われる福岡までの往復交通費や宿泊費、受験料、テキスト代や外部講義の受講料などの費用はすべて会社負担で、ほかに高圧ガス保安協会の講習・検定を受ける『高圧ガス移動監視者』資格取得も積極的に支援しています」

## デジタル化を積極的に推進

とはいえ人手不足時代のなかでもとりわけ採用難の深刻さが目立っている運送業界である。同社も例外ではなく、ここ数年、人を増やしたくても増やせないという経営課題に直面していた。こうした採用難の現状から、4年前にトップに就任した松下社長は、労務管理の再整備や経費の徹底的な見直しを優先する。

「企業コンプライアンスの観点から、社会保険労務士の協力を得ながら半年間をかけ就業規則の抜本的な見直しを実施しました。また不備の多かった契約書類を総点検しデジタル化を推進、接待交際



右から柴田税理士、松下社長、監査担当・巡回監査士の牛山洋一郎氏



書面添付十年連続特別表彰状

**三九運輸株式会社**  
 設立 1972年1月  
 所在地 鹿児島県鹿児島市谷山港3-1-15  
 売上高 約5億円  
 社員数 44名

**税理士法人柴田&パートナーズ**  
 所在地 鹿児島県鹿児島市宇宿3-41-24  
 URL <http://www.shiba-tax.jp>

費やタイヤ・車両修理費など経費全般を圧縮。さらには案件ごとの利益率を精査するなどした結果、生産性の向上を実現することができました」

柴田大輔顧問税理士の指導のもとで月次決算体制を確立するなど、徹底した業績管理の基盤があったからこそ実現したことだった。経営改善に積極的な松下社長に対し、柴田税理士はさらなる提案を行う。「TKCモニタリング情報サービス」の導入である。

同サービスは、TKC会員（税理士・公認会計士）が、関与先からの依頼に基づき決算書や月次試算表等の財務データを金融機関に提供する無償のクラウドサービスである。特に同社は長年、書面添付の実践に取り組んでおり、提供される財務データの信頼性は極めて高い。柴田税理士は「将来世の中の企業がこの方向に進むのは間違いありません。後で金融機関から『まだやってないのですか』と言われるよりも、真っ先にとりかかったほうが絶対にプラスになります」と強く進言した。

デジタル化の推進に熱心な松下社長が、この提案に消極的になるわけがない。二つ返事で快諾した。



書類の返却について打ち合わせをしたりする手間がゼロになるので、こんな楽なことはありません。すべての会社にこのサービスを勧めたいと思いますね」

### 相関図や俯瞰図も持参

一方金融機関にも大きなメリットがあるという。各金融機関担当者との交渉を通じ、このサービスについてヒアリングを重ねてきた柴田税理士はこう語る。

『働き方改革』が推進されるなか、行員の時短をいかに実現するかという観点からもこのサービスが注目を集めつつあります。紙で決算書や試算表を受領するための作業が削減されますからね。『本来行うべき「事業性評価」に時間を割くことができる』と打ち明けてくれた人もいました」

電子申告を終えてまもない5月末、同社ははじめてインターネット経由で決算書を銀行に提出した。柴田税理士が送信した銀行に足を運ぶと、プリントアウトされた決算書がすでにきれいにファイリングされていたという。このスピードの速さは企業にとって大きなメリットになる。

「金融機関からみれば、申告後す

ぐに決算書の提供を受けることで、粉飾の可能性は極めて低いと判断するでしょう。また決算書を取得できるタイミングは一般的な企業より1カ月も早い。つまりこのサービスを実施していない金融機関に比べ融資案件等を前倒しで検討できるということにほかなりません」（柴田税理士）

同社では基本帳表のほかオプション帳表まで積極的に送信するとともに、資本関係などを記したグループ相関図、取引先の現状などを図で表したビジネスモデル俯瞰図も持参して説明。金融機関との情報の非対称性を解消する努力を続けている。

松下社長は、「エネルギー源のさらなる多様化が見込まれるなか、将来的には新しいエネルギーやガスなどの運送にもチャレンジしていきたい」と抱負を語る。新たな燃料やガス、薬品の運送をはじめるとなれば専用のタンクローリーを準備しなければならず、まとまった額の初期投資が必要になる。そのとき松下社長は、このサービスが資金調達にもたらす大きなメリットをあらためて実感することになるだろう。

\*書面添付 企業が税務申告書を税務署へ提出する際に、その内容が正しいことを税理士が確認した書類を添付する制度

# 地域金融機関の担当者を味方にして融資獲得

「やばい、車が壊れそうだ」

昨年12月、建築金物の取り付け工事を手掛ける「吉田」の中鉢武男社長は顔をこわばらせた。官公庁舎や工場などの建築物に、金属製の扉やカーテンレール、サッシ枠などを取り付ける工事を請け負っている会社にとって、資材や溶接機などを運ぶための営業車（社有車）はなくてはならないもの。そんな営業車の調子が急に悪くなってしまったのだ。

「ドアは開かないし、ハンドルはガタつく。自動車屋の知り合いに見せたところ、『いつ壊れてもおかしくない』とのことでした」

会社のある山形県のほか、福島県や宮城県など県外の仕事も多い。動かなくなる前に代わりの車を用意しなければ、業務に支障がでるのは目に見えていた。だが中鉢社長のほかに従業員が1名いるだけの零細企業に、新車をポンと買えるだけの金銭的な余裕はなかった。そんなとき救いの手を差し伸べてくれたのが、荘内銀行あかねヶ丘



左から丹野税理士、中鉢社長、荘内銀行の小野さん

支店の小野裕介さんだった。

「毎月、『TKCモニタリング情報サービス』を通じて月次試算表などを提出してもらっていたので、会社の経営状態はしっかり認識していました。新車の購入費用を融資しても問題ないと判断し、すぐに準備に取り掛かりました」（小野さん）

TKCモニタリング情報サービスとは、TKC会員（税理士・公認会計士）が顧問先企業からの依

ぐに判断することができたのだ。結果として、申し込みから1週間あまりで融資が実行されることになった。

頼に基づいて、信頼性の高い財務

データを金融機関に提供するクラウドサービスのこと。中鉢社長は、自社の税務顧問を務める丹野覚税理士の提案に応じて、この仕組みを使って決算書や月次試算表のデータを荘内銀行に送っていた。

吉田の担当者である小野さんは、そのデータを毎月欠かさずチェック。だからこそ、会社の経営状態が良好で、新車の購入費用を融資しても返済が滞る心配はないとす

ビスです」（同）

小野さんの迅速な対応によって、車が故障する前に資金を手にすることができた中鉢社長は早速、新しいワンボックスカーを購入。年の瀬の忙しい時期を難なく乗り越えられたのは、この新しい「相棒のおかげだった。

## 「物販」にも目を向ける

中鉢社長はこれまでに福島県須賀川市の市民交流センターや、宮

株式会社吉田  
設立 2017年9月  
所在地 山形県山形市大字沼木113-1

丹野覚税理士事務所  
所在地 山形県山形市馬見ヶ崎4丁目13番10号  
URL <http://satoru-tanno.tkcncf.com/~zeirishi/>



城県石巻市の合同庁舎などの公共事業のほか、工場やオフィスビルなど民間の仕事も数多く請け負ってきた。取引先のサブコン業者等からの信頼が厚いのは、可能な限り顧客の要望に応えようとする柔軟な姿勢と、丁寧な仕事ぶりが評価されていることだ。

一方で中鉢社長は、建築金物の取り付け工事だけを収益源にしている今の経営体制に、少なからず不安を感じている。リスクヘッジのためにも、できればもう一本、経営の柱を築きたいという希望があった。そこで注目するようになったのが、「物販」の仕事である。建築金物の仕入れ先として懇意にしている商社が扱っている災害時の備蓄食糧などを、地元の流通業者に販売する事業を展開できないかと考えている。

「新しいビジネスを始めるためには、資金が必要になります。そのためにも、地元の金融機関と強固な関係を築いておきたいところ。TKCモニタリング情報サービスがその重要なツールになることを期待しています」（中鉢社長）

## エステ店の成長戦略に貢献

エステティックサロンを運営す

る「オフィスコンフォートM」も、丹野税理士に背中を押されてTKCモニタリング情報サービスを通じて財務データを金融機関に提供するようになった1社だ。丹野税理士は、「自分が関与する企業すべてに同様の提案を行っていきます」と話す。

現在、オフィスコンフォートMでは、荘内銀行と山形銀行の2行に決算書や月次試算表のデータを送っているが、もともと正木代表取締役には「取引のある金融

機関に月次試算表を見せる」という習慣があった。だから、会社から歩いて数分の場所にある荘内銀行あかねヶ丘支店には毎月、月次試算表を持参していたし、少し離れた場所にある山形銀行には郵送していた。

「月次試算表を金融機関に見せるようになったのは、山形県産業創造支援センターの相談員の方に、それをすると銀行の評価が上がる」と聞いたから。そのアドバイス素直に受け入れて、ずっと続けてきました」（正木代表）

会社では現在、美肌脱毛などをメインにしたエステティックサロンを展開。今年5月には、山形県米沢市にもう1店舗オープンする。

2012年に「comfort yamagata（コンフォートやまがた）」の屋号で事業をスタートしてから今まで順調に成長を遂げてきたのは、「結果の出るエステティックサロン」を標榜し、顧客満足の追求に努めてきたからといえる。また、金融機関から必要な融資を受けることができたことも、多店舗化を実現できた要因の一つであることは間違いない。

金融機関に良い印象を与えるこ

とが、事業を拡大するうえで重要なカギを握ることを熟知する正木代表は、TKCモニタリング情報サービスによる「情報開示」にも積極的な姿勢を示した。

「昨年11月、新たに開発した自社オリジナル商品を量産するための設備（プラント）を作るのに必要な資金を荘内銀行からすぐに融資してもらえたのは、TKCモニタリング情報サービスを通じて月次試算表などのデータをタイムリーに提供するようになったことが少なからず影響しているのではないかと思います」（同）

その新商品の名前は『ヴァージンクリスタル』。肥沃な土壌で育まれた山形のきれいな水等特殊加工した「リフレッシングウォーター」だ。無添加・無農薬で、界面活性剤や保存料は一切使用しておらず、エイジングケアに安心して使用できる。現在、山形市の「ふるさと納税返礼品」にも採用されている。

この先さらに店舗数を増やし、年商10億円超の企業になるのが、正木代表の当面の目標。その実現に向けて、企業ブランディングの向上にさらに努めていく構えだ。



正木代表と経理担当の佐藤杏奈さん



新商品の『ヴァージンクリスタル』

株式会社オフィスコンフォートM

創業 2012年2月  
所在地 山形県山形市上町5-2-26 エスケービル1F・2F  
売上高 約2億円  
社員数 33名  
URL <http://comfort-yamagata.jp/>

THE STRATEGIC MANAGER 2018.6

# 「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

平成30年7月26日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【都市銀行・政府系金融機関】				
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	1,328	337
2 商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	1,110	224
3 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	907	174
4 りそな銀行	大阪府	平成29年10月	411	66
5 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	398	120
【地方銀行・第二地方銀行】 (上位50行)				
1 静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	1,525	434
2 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	843	186
3 足利銀行	栃木県	平成28年10月	826	130
4 中国銀行	岡山県	平成28年12月	714	139
5 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	626	103
6 北洋銀行	北海道	平成29年 1月	574	65
7 群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	545	103
8 広島銀行	広島県	平成28年11月	539	74
9 千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	538	146
10 東邦銀行	福島県	平成29年 1月	536	46
11 北陸銀行	富山県	平成29年 4月	498	60
12 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	450	50
13 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	447	51
14 清水銀行	静岡県	平成29年 4月	411	169
15 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	401	72
16 きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	400	63
17 百五銀行	三重県	平成28年10月	396	77
18 滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	373	69
19 北國銀行	石川県	平成28年11月	340	95
20 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	333	47
21 筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	317	56
22 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	313	69
23 山形銀行	山形県	平成29年 8月	304	94
24 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	292	47
25 福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	292	39
26 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	291	52
27 中京銀行	愛知県	平成28年10月	279	93
28 京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	276	69
29 百十四銀行	香川県	平成28年12月	266	40
30 第三銀行	三重県	平成28年10月	258	60
31 北海道銀行	北海道	平成29年 4月	250	26
32 池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	246	41
33 愛媛銀行	愛媛県	平成28年11月	242	20
34 大東銀行	福島県	平成29年 2月	236	25
35 山口銀行	山口県	平成28年11月	229	34
36 秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	223	28
37 四国銀行	高知県	平成29年 7月	222	27
38 もみじ銀行	広島県	平成28年11月	221	31
39 きらやか銀行	山形県	平成28年11月	208	53
40 福島銀行	福島県	平成29年 2月	205	21
41 第四銀行	新潟県	平成29年 7月	200	58
42 福井銀行	福井県	平成28年10月	198	41
43 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	193	42
44 東和銀行	群馬県	平成28年10月	191	44
45 仙台銀行	宮城県	平成28年12月	186	57
46 岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	181	30
47 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	179	15
48 阿波銀行	徳島県	平成29年 1月	173	20
49 大分銀行	大分県	平成29年 3月	171	52
50 肥後銀行	熊本県	平成29年 5月	168	27
上記以外の地銀・第二地銀計			3,921	795

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【信用金庫】 (上位30庫)				
1 浜松信用金庫	静岡県	平成29年 1月	717	211
2 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	447	89
3 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	370	77
4 静岡信用金庫	静岡県	平成29年 6月	359	131
5 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	348	48
6 島田信用金庫	静岡県	平成28年10月	342	175
7 磐田信用金庫	静岡県	平成28年10月	336	92
8 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	336	77
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	292	42
10 焼津信用金庫	静岡県	平成29年 5月	290	120
11 三島信用金庫	静岡県	平成29年 3月	286	62
12 巣鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	268	94
13 遠州信用金庫	静岡県	平成28年10月	252	105
14 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	243	50
15 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	234	50
16 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	231	65
17 静岡信用金庫	静岡県	平成29年 3月	230	76
18 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	222	53
19 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	222	27
20 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	182	43
21 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	179	77
22 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	164	10
23 福島信用金庫	福島県	平成28年12月	163	26
24 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	155	17
25 東濃信用金庫	岐阜県	平成28年10月	154	32
26 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	148	12
27 沼津信用金庫	静岡県	平成29年 2月	125	27
28 大分みらい信用金庫	大分県	平成28年12月	125	39
29 飯田信用金庫	長野県	平成29年 1月	124	81
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	120	23
上記以外の信用金庫計			6,279	1,469

【信用組合】 (利用申込50件以上)				
1 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	139	16
2 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	116	86
3 若津信用組合	千葉県	平成28年12月	85	62
4 益田信用組合	岐阜県	平成28年10月	82	6
上記以外の信用組合計			688	150

【信用保証協会】 (利用申込100件以上)				
1 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	341	209
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年5月	130	36
上記以外の信用保証協会計			254	82

## 金融機関区別集計

金融機関区分	全金融機関数	金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関 利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	8	5	4,154	921
2 地銀・第二地銀	104	94	22,246	4,285
3 信用金庫	261	205	13,943	3,500
4 信用組合	134	38	1,110	320
5 信用保証協会	51	19	725	327
6 その他	—	2	0	0
7 合計	558	363	42,178	9,353

# 「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(363機関)

平成30年7月26日現在  
都道府県別、金融機関コード順

## ■ 都市銀行等

三菱UFJ銀行  
りそな銀行  
三井住友銀行  
楽天銀行  
商工組合中央金庫

## ■ 北海道

北海道銀行  
北洋銀行  
北海道信用金庫  
空知信用金庫  
苫小牧信用金庫  
北門信用金庫  
北空知信用金庫  
渡島信用金庫  
道南うみ街信用金庫  
旭川信用金庫  
稚内信用金庫  
北星信用金庫  
帯広信用金庫  
釧路信用金庫  
北見信用金庫  
網走信用金庫  
空知商工信用組合

## ■ 青森県

青森銀行  
みちのく銀行  
青い森信用金庫

## ■ 岩手県

岩手銀行  
東北銀行  
北日本銀行  
盛岡信用金庫  
一関信用金庫  
花巻信用金庫  
水沢信用金庫

## ■ 宮城県

仙台銀行  
社の都信用金庫  
宮城第一信用金庫  
石巻信用金庫  
仙南信用金庫  
気仙沼信用金庫  
石巻商工信用組合

## ■ 秋田県

秋田銀行  
北都銀行  
秋田信用金庫  
羽後信用金庫  
秋田県信用組合  
秋田県信用保証協会

## ■ 山形県

荘内銀行  
山形銀行  
きらやか銀行  
山形信用金庫  
米沢信用金庫  
新庄信用金庫

## ■ 福島県

東邦銀行  
福島銀行  
大東銀行  
会津信用金庫  
郡山信用金庫  
白河信用金庫  
須賀川信用金庫  
ひまわり信用金庫  
あぶくま信用金庫  
二本松信用金庫  
福島信用金庫

いわき信用組合  
相双五城信用組合  
会津商工信用組合

## ■ 茨城県

常陽銀行  
筑波銀行  
水戸信用金庫  
結城信用金庫  
茨城県信用組合

## ■ 栃木県

足利銀行  
栃木銀行  
足利小山信用金庫  
栃木信用金庫  
鹿沼相互信用金庫  
佐野信用金庫  
大田原信用金庫  
烏山信用金庫  
真岡信用組合  
那須信用組合  
栃木県信用保証協会

## ■ 群馬県

群馬銀行  
東和銀行  
高崎信用金庫  
桐生信用金庫  
アイオー信用金庫  
館林信用金庫  
しものめ信用金庫  
あかぎ信用組合  
群馬県信用組合  
ぐんまみらい信用組合

## ■ 埼玉県

埼玉りそな銀行  
武蔵野銀行  
川口信用金庫  
青木信用金庫  
飯能信用金庫

## ■ 千葉県

千葉銀行  
千葉興業銀行  
京葉銀行  
千葉信用金庫  
東京ベイ信用金庫  
佐原信用金庫  
房総信用組合  
銚子商工信用組合  
君津信用組合

## ■ 東京都

きらぼし銀行  
朝日信用金庫  
興産信用金庫  
さわやか信用金庫  
芝信用金庫  
東京東信用金庫  
東榮信用金庫  
亀有信用金庫  
小松川信用金庫  
足立成和信用金庫  
東京三協信用金庫  
西武信用金庫  
城南信用金庫  
大東信用金庫  
城北信用金庫  
瀧野川信用金庫  
巢鴨信用金庫  
青梅信用金庫  
多摩信用金庫  
大東京信用組合  
第一勧業信用組合

## ■ 神奈川県

横浜銀行  
神奈川銀行  
横浜信用金庫  
かながわ信用金庫  
湘南信用金庫  
川崎信用金庫  
さがみ信用金庫  
中栄信用金庫  
中南信用金庫  
横浜市信用保証協会

## ■ 新潟県

第四銀行  
北越銀行  
大光銀行  
新潟信用金庫  
長岡信用金庫  
三条信用金庫  
新発田信用金庫  
柏崎信用金庫  
上越信用金庫  
協栄信用組合

## ■ 富山県

北陸銀行  
富山銀行  
富山第一銀行  
富山信用金庫  
高岡信用金庫  
新湊信用金庫  
しのかわ信用金庫  
氷見伏木信用金庫  
砺波信用金庫  
石動信用金庫  
富山県信用組合

## ■ 石川県

北國銀行  
金沢信用金庫  
のと共栄信用金庫  
北陸信用金庫  
興能信用金庫  
石川県医師信用組合  
石川県信用保証協会

## ■ 福井県

福井銀行  
福邦銀行  
福井信用金庫  
敦賀信用金庫  
小浜信用金庫  
越前信用金庫

## ■ 山梨県

山梨中央銀行  
甲府信用金庫  
山梨信用金庫  
山梨県民信用組合  
都留信用組合  
山梨県信用保証協会

## ■ 長野県

八十二銀行  
長野信用金庫  
松本信用金庫  
上田信用金庫  
諏訪信用金庫  
飯田信用金庫  
アルプス中央信用金庫  
長野県信用組合

## ■ 岐阜県

大垣共立銀行  
十六銀行  
岐阜信用金庫  
大垣西濃信用金庫

高山信用金庫  
東濃信用金庫  
関信用金庫  
岐阜商工信用組合  
飛騨信用組合  
益田信用組合  
岐阜県信用保証協会  
岐阜市信用保証協会

## ■ 静岡県

静岡銀行  
スルガ銀行  
清水銀行  
静岡中央銀行  
静岡信用金庫  
静岡清信用金庫  
浜松信用金庫  
沼津信用金庫  
三島信用金庫  
富士宮信用金庫  
富田信用金庫  
磐田信用金庫  
焼津信用金庫  
富士信用金庫  
遠州信用金庫  
静岡県医師信用組合  
静岡県信用保証協会

## ■ 愛知県

中京銀行  
豊橋信用金庫  
岡崎信用金庫  
いちい信用金庫  
瀬戸信用金庫  
半田信用金庫  
豊川信用金庫  
豊田信用金庫  
碧海信用金庫  
西尾信用金庫  
蒲郡信用金庫  
東春信用金庫  
豊橋商工信用組合  
愛知県中央信用組合  
愛知県信用保証協会  
名古屋市信用保証協会

## ■ 三重県

三重銀行  
百五銀行  
第三銀行  
北伊勢上野信用金庫  
三重信用金庫  
桑名信用金庫  
三重県信用保証協会

## ■ 滋賀県

滋賀銀行  
滋賀中央信用金庫  
長浜信用金庫  
湖東信用金庫  
滋賀県信用組合

## ■ 京都府

京都銀行  
京都信用金庫  
京都中央信用金庫  
京都北部信用金庫  
京都信用保証協会

## ■ 大阪府

近畿大阪銀行  
池田泉州銀行  
関西アーバン銀行  
大正銀行  
大阪シティ信用金庫  
永和信用金庫

## ■ 兵庫県

但馬銀行  
みなと銀行  
神戸信用金庫  
姫路信用金庫  
兵庫信用金庫  
但馬信用金庫  
西兵庫信用金庫  
中兵庫信用金庫  
但陽信用金庫  
淡陽信用組合  
兵庫県信用保証協会

## ■ 奈良県

奈良信用金庫  
大和信用金庫  
奈良中央信用金庫

## ■ 和歌山県

新宮信用金庫  
きのくに信用金庫

## ■ 鳥取県

鳥取銀行  
鳥取信用金庫  
米子信用金庫  
倉吉信用金庫

## ■ 島根県

山陰合同銀行  
島根銀行  
しまね信用金庫  
日本海信用金庫  
島根中央信用金庫

## ■ 岡山県

中国銀行  
トマト銀行  
おかやま信用金庫  
水島信用金庫  
津山信用金庫  
玉島信用金庫  
備北信用金庫  
吉備信用金庫  
日生信用金庫  
備前信用金庫  
笠岡信用組合

## ■ 広島県

広島銀行  
もみじ銀行  
広島信用金庫  
呉信用金庫  
しまなみ信用金庫  
広島市信用組合  
広島県信用組合  
両備信用組合

## ■ 山口県

山口銀行  
西京銀行  
萩山口信用金庫  
西中国信用金庫  
山口県信用保証協会

## ■ 徳島県

阿波銀行  
徳島銀行  
阿南信用金庫

## ■ 香川県

百十四銀行  
香川銀行  
高松信用金庫  
香川県信用組合

## ■ 愛媛県

伊予銀行  
愛媛銀行  
愛媛信用金庫  
宇和島信用金庫  
愛媛県信用保証協会

## ■ 高知県

四国銀行  
高知銀行  
幡多信用金庫  
高知県信用保証協会

## ■ 福岡県

福岡銀行  
西日本シティ銀行  
北九州銀行  
福岡中央銀行  
福岡ひびき信用金庫  
大牟田柳川信用金庫  
筑後信用金庫  
大川信用金庫

## ■ 佐賀県

佐賀銀行  
佐賀共栄銀行  
唐津信用金庫  
佐賀信用金庫  
伊万里信用金庫  
佐賀県信用保証協会

## ■ 長崎県

十八銀行  
親和銀行  
長崎銀行  
たちばな信用金庫

## ■ 熊本県

肥後銀行  
熊本銀行  
熊本信用金庫  
熊本第一信用金庫  
熊本中央信用金庫  
天草信用金庫  
熊本県信用組合

## ■ 大分県

大分銀行  
豊和銀行  
大分信用金庫  
大分みらい信用金庫  
日田信用金庫  
大分県信用組合  
大分県信用保証協会

## ■ 宮崎県

宮崎銀行  
宮崎太陽銀行  
宮崎都城信用金庫  
延岡信用金庫  
高鍋信用金庫  
南郷信用金庫

## ■ 鹿児島県

鹿児島銀行  
南日本銀行  
鹿児島信用金庫

## ■ 沖縄県

琉球銀行  
沖縄銀行  
コザ信用金庫  
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』vol.7

発行日 平成30年8月10日

発行所 株式会社 **TKC** 営業本部

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル4F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL:03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL:fintech.banks@tkc.co.jp

担当：高橋、吉田、島田